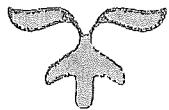


2020年自治体要請キャラバン

アンケートから見えてきたもの



2020年7月

埼玉県社会保障推進協議会

さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内 TEL048-865-0473

目 次

はじめに	1
市町村人口と世帯数	3
国保健康保険制度について	3
介護保険制度について	7
障害者福祉について	16
子育て支援について	21
生活保護制度について	22
関係資料	28

生きがいを持つる 健全で安らかな生活の保障

第4条 国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する

⑦ 障害者基本法 1970年5月21日

第1条 障害者の福祉を増進すること

第2条 障害者とは継続的に日常生活及び社会生活に相当の困難を受ける者

第3条 すべての障害者は個人として尊厳が重んぜられ 生活の保障

社会を構成する一員として参加の機会 差別なく権利利益を侵害しない

(2) 具体的な構成

① 所得保障 児童手当 失業給付 労災給付 年金給付

対人社会サービス 子ども福祉 障害福祉 介護 医療 公衆衛生

② 原則 全国民、差別なく統一した給付

一部負担は原則無料

③ 社会保険の原則 所得水準に応じた「応能負担」 最低生活費の保障

「必要に応じた給付」

④ 「給付と負担の公平性」「義務(納税)と権利は相関関係の契約」は憲法違反の主張
ゆきすぎた保険主義的な考え方を改め、運営を改善させましょう。

4、昨年までのキャラバンの特徴と教訓

2020年7月／「2019年度回答書の特徴と課題」による

(1) 第1回の行動からの社会保障をめぐる情勢の変化

— 新自由主義による社会保障を解体する流れに抗して

この間、1995年に社会保障制度審議会が戦後3回目となる「勧告」を出し、以降、社会福祉構造改革、介護保険の創設、国保改革などが進行しました。2012年の「税・社会保障一体改革」と翌年の社会保障制度改革推進法を契機に、社会保障の「解体」攻撃は加速し、社会保障予算の切り捨て、年金の削減、国保の都道府県化や介護制度における要支援の保険外しも進行しました。さらに「全世代型社会保障」と称する「全世代負担」の制度改革が強行されようとしています。

(2) キャラバン行動 26年間の積み重ねによる到達

① 猛威を振るうかと思われた資格証明書の発行は少数に押しとどめています。国保税の応能・応益割合は、国が「5:5」としているにもかかわらず、多くの自治体が「7:3」もしくは「6.5:3.5」の水準を維持しています。

② 2019年のキャラバン行動では、注目すべき変化の兆しも見えます。これまでの生活保護をめぐる自治体の回答は、国の通達の「オウム返し」のようなものでした。ところが、今回の回答文書では、「憲法にもとづく権利」「健康で文化的な最低生活保障」などが語られ、自立支援と連動して地域の貧困に目を向ける自治体が目立ちます。保育においては、安倍政権が世論誘導する「保育の無償化」について、「無償化による負担増に対して軽減措置を検討する」との回答は、今日の「社会保障改革」の迷走を象徴しているかのようです。

(3) 今後のキャラバン行動にむけて

各分野における要求運動、キャラバン行動による共同が、自治体に確実に影響を与えています。それは、国の悪政に対する防波堤としての自治体、住民の暮らしを守る砦としての自治体を「下から」作り上げていく力であり、国の社会保障政策を転換させ、民主的につくりなおしていくことにもつながっていくのではないでしょうか。

2020年の新型コロナ感染拡大問題を乗り越え、新たな時代の社会保障のあり方を考えるうえでも、貴重な経験を積み重ねているとも言えるでしょう。

2020年度キャラバンアンケートから見えてきたもの

2020年7月

1、はじめに

- ・埼玉県社会保障推進協議会 柴田泰彦会長 加盟組織/25団体、30地域社保協
- ・1993年6月24日結成25年 第2回から12月に総会開催

2、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮に訪問を中止

- ① 第1回は1994年に1週間で92自治体訪問・懇談 今年で27回目。
埼玉社保協結成前の1993年(6/8-6/10)に60自治体を訪問
- ② 社会保障分野の国と県・市町村に対する要求をまとめ、整理し要請します。
- ③ キャラバンでは、5つの社会保障分野にまとめています。
医療、介護、障害者、子育て・保育、生活保護の分野としている。
- ④ 2020年は、3月16日、キャラバンアンケートを各市町村へ送付し、4月1日時点の集計を依頼しました。
- ⑤ 4月7日、政府が新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言を発令、49日後の5月25日に解除されました。
- ⑥ 5月12日、自治体要請キャラバン行動の訪問と懇談する日程について中止を決定し、5月14日に県内63市町村へ連絡しました。

3、社会保障は憲法の原則です。憲法を生かし施策の拡充をすすめましょう。

(1) 根拠

- ① 日本国憲法 1946年11月3日公布、1947年5月3日施行
第25条 国民に健康で文化的な生活を営む権利 国は社会保障に努める責任
第13条 個人として尊重 生命、自由及び幸福追求は国民の権利
第92条 地方公共団体は地方自治の本旨に基づき運営
第95条 一つの地方公共団体のみに適用する法律は、住民の過半数の同意が必要
- ② 児童福祉法 1947年12月12日
第1条 児童が心身共に健やかに生まれ 育成される 生活を保障され愛護される
第2条 国及び地方公共団体は 児童の保護者とともに 児童の育成 責任を負う
- ③ 生活保護法 1950年5月4日公布
第1条 憲法25条に基づき 国が困窮する国民を 最低限度の生活を保障する
第2条 要件を満たす限り 無差別平等に保護をうけることができる
第3条 最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できなければならない
- ④ 国民健康保険法 1958年12月27日
第1条 目的 社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的
- ⑤ 国民年金法 1959年4月16日
第1条 憲法25条に第二項に規程する理念に基づき 国民生活の維持、向上に寄与
第2条 前条の目的を達成するため、老齢、障害、死亡に関して必要な給付
- ⑥ 老人福祉法 1963年7月11日
第1条 目的 老人の福祉に関する原理を明らかに 老人の福祉を図る
第2条 老人は、多年にわたり社会の発展に寄与 豊富な知識と経験 敬愛され

1. 市町村人口と世帯数

キャラバン資料集 5 ページ

市町村人口と世帯数①②

- ・各行政の推計人口は、2019 年度と比較して 64,998 人(236,972 世帯)増加しています。44 自治体で人口増です。今年は、東京に隣接の増もありますが、広い範囲で増えています。

2. 国民健康保険

キャラバン資料集 5 ページから 16 ページ

はじめに

20 年度に保険税率の算出方法を 4 方式から 2 方式に変更したのは、富士見市、行田市の 2 自治体、合計で 41 自治体となりました。また、4 方式を実施している 22 自治体中、5 自治体が均等割りを引き上げ、資産割、平等割を引き下げています。また、賦課限度額についても 2020 年度から 99 万円(医療分 2 万円、後期高齢者分 1 万円)に引きあがり、22 自治体が適用しています。

2020 年度で保険税が引き上げたのは 15 自治体となり、蕨市、寄居町で大幅な引き上げとなっています。寄居町では 4 人世帯(所得 200 万円)で年額 97,200 円の引き上げになり、同じく 4 人世帯(所得 300 万円)で年額 138,400 円の引き上げになります。2 年連続で引き上げた自治体は、新座市、富士見市、さいたま市の 3 自治体です。富士見市は、今年の 7 月に市長選があります。

県に移管されて 3 年目になりますが、国が示した法定外繰入をなくす方針により、法定外繰り入れで保険税を低く抑えていた自治体は大幅な引き上げを余儀なくされています。

コロナウイルス感染症で多くの自営業者が自粛をしてきた中で、売り上げが減少する中で、「払える保険税に」から遠く離れて行っているのが実態で減免措置は急がれます。

1、国保制度と 65 歳以上の高齢者だけで構成する世帯数(うち 1 人だけの世帯数)、被保険者数、年齢階層別 被保険者数(P6)

①国保加入世帯数、②被保険者数

- ・今回より 65 歳以上の世帯アンケートは中止しました。
- ・国保に加入している県民の割合は 21.3% (昨年 23.3%、一昨年 24%) で、割合は年々下がっています。
- ・国保加入世帯数、被保険者数も減少しています。世帯では、昨年より 20,764 世帯減少、ここ 3 年間で 95,368 世帯減少。今後も、団塊の世代が後期高齢者制度に移行していくので減少傾向は続くと思われる。
- ・深谷市が唯一国保世帯数増加。他の自治体は減少。

③年齢階層別 被保険者 ④世帯別加入数

- ・今年から単身世帯、二人世帯、3 人以上世帯を追加しました。単身世帯が 58.3% と約 6 割を占めています。
- ・65 歳以上の被保険者数は 16,876 人減少。(昨年は 28,393 人減少) 2 年間で 45,269 人減少

2、国保制度

⑤所得階層別世帯数

- ・今回から、所得階層別世帯数(100 万円以下、100 万円超から 300 万円以下、300 万円超の 3 段階でアンケートをとりました。所得 100 万円以下の世帯が 54.3% と半数以上になっています。

⑥滞納世帯数と加入世帯比

- ・滞納世帯は 194,371 世帯(前年 185,935 世帯)で、国保世帯の 19.0%(18.4%)で、昨年より 8,436 世帯増加しています。
- ・28 自治体で滞納割合が増加しています。特に蕨市が 21.0%から 35.1%と 14.1 ポイント増加しており、保険税の引上げが影響していると思われます。さいたま市では 14.7%から 20.5%と 5.8 ポイント(8,872 人) 増加(※保険料は昨年度と変わらず)しています。
- ・滞納世帯減少は 37 自治体です。特に戸田市 24.9%→19.1%と 5.8 ポイント下がり、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、ふじみ野市の南西部地域で減少しています。

⑦所得別滞納世帯数 ※3 区分(～100 万円未満、100 万円～300 万円未満、300 万円～)に変更

- ・5 自治体が未回答、(さいたま市、北本市、鶴ヶ島市、日高市、寄居町)
- ・所得別滞納世帯の合計は 156,160 世帯で、所得別の 3 区分は加入世帯比では 15%台でした。
- ・所得が 100 万円未満の滞納世帯が 84,224 世帯で、所得別滞納世帯の内 53.9%でした。
- ・所得 100 万から 300 万円未満の滞納世帯は 53,069 世帯で、34.0%でした。
- ・所得 300 万円以上の滞納世帯は 18,867 世帯で、12.1%でした。
- ・所得 0 円～300 万円未満の滞納世帯が全体の 87.9%を占めています。この割合は前年が 89.3%でしたので、1.4%ポイント減少しています。
- ・蕨市では、100 万円未満の世帯で 916 世帯、100 万円～300 万円未満 751 世帯、300 万円以上 115 世帯と増えています。

⑧滞納による単独財産差し押さえ状況

- ・今回より、項目別差し押さえ件数でアンケートをとりました。預貯金の差し押さえが一番多く 55.5%を超えていました。次に給与の差し押さえが 21.4%となっています。
- ※給与、年金の差し押さえは最低生活に支障をきたす場合は禁止されています。
- ・差し押さえ世帯数は、昨年度より 3453 件増加。坂戸市は 851 件(昨年 317 件)、所沢市 1763 件(昨年 931 件)、日高市 187 件(昨年 65 件)。北部地域の熊谷市、本庄市、深谷市なども件数は増えています。

⑨換価した実件数と金額

- ・全体で 5,051 件増加し、額では 9 億円増加しました。
- ・川越市は 1663 件と昨年より 785 件増加(金額 6336 万円増)、坂戸市は、2109 件で昨年より 1296 件増加(金額 1 億 971 万円増)、久喜市は、1252 件で昨年より 298 件増加(金額 37 万円減)。

⑩2019 年滞納処分の停止実施状況

- ・今回より、地方税法 15 条、国税徴収法 153 条による分類でアンケートをお願いしました
- ・総数で 38437 件、金額で 58 億 9400 万円。
- ・低所得、生活困窮などの世帯の多くが対象となっている可能性が高く、保険税の減免制度(国保法 77 条)などの周知が必要。

⑪資格証明書発行世帯数

- ・資格証明書は、863 世帯(前年 1025、一昨年 1464、3 年前 1651)と着実に減少し 3 ケタになりました、発行している自治体は 23 自治体。
- *ゼロの自治体は 40 と(昨年 29)大幅に増えました。

⑫短期保険証 ※昨年から有効期間4ヶ月、1ヶ月を追加

- ・昨年より 2537 件の減少、4 年間で約 15000 件減少。
- ・全県的には減少してきていますが、熊谷市は 417 件と増加。羽生市は 241 件と倍近く増加しています。
- ・1か月、3ヶ月の短期保険証の発行をしている自治体は 14。
- ・発行ゼロ自治体 3 になりました。昨年なし

⑬被保険者証の窓口留置数

- ・今回より、通常の保険証の留置数を追加しました。短期保険証と合計で 6586 世帯です。
- ・熊谷市は、被保険者証 961 件、短期保険証 424 件と他の自治体の比べて多い。
- ・留置がない自治体は 19。

⑭保険税の減免実施状況(国保法 77 条)

- ・今回よりあらたに、法定軽減(7割、5割、2割)、また、国保税の減免について内訳を追加しました。
- ・全県の軽減世帯率は 54.6%、蕨市 85.1% ダントツに高い率。逆に滑川町が 0.5% です。
- ・減免実施自治体は 59 自治体 (昨年 52 自治体)、金額も 2 倍近くになっています。
- ・昨年は、台風災害により 45 自治体が対応しました。
- ・減免金額の 1 件あたり 28,246 円

※内訳(世帯数)については、件数と金額が入り交ざっているために正確な統計がでませんでした。

⑮国保法 44 条 一部負担金申請減免世帯

- ・台風 19 号の災害もあり、21 自治体が実施 (昨年 16)。額も大幅に増加。

⑯2020 年度の保険税率等

- ・20 年度に保険税率の算出方法を 4 方式から 2 方式に変更したのは、富士見市、行田市の 2 自治体、合計で 41 自治体となりました。また、4 方式を実施している 22 自治体中、5 自治体が均等割りを引き上げ、資産割、平等割を引き下げています。また、賦課限度額についても 2020 年度から 99 万円(医療分 2 万円、後期高齢者分 1 万円)に引きあがり、22 自治体が適用しています。
- ・所得割が 6.68% と前年より 0.08 ポイント下がり、均等割は 21951 円と昨年より 829 円引き上がり、平等割が 11981 円と昨年より 836 円引き下がりました。
- ・7 自治体が、4 方式を取っている自治体も 2 方式に向けて、均等割に比重を置いていくために均等割を引き上げ、平等割を引き下げています。

⑰年間で支払う国保税額

- ・20 年度で保険税が引き上げたのは 15 自治体となり、蕨市、寄居町で大幅な引き上げとなっています。
- ・寄居町では 4 人世帯(所得 200 万円)で年額 97,200 円の引き上げになり、同じく 4 人世帯(所得 300 万円)で年額 138,400 円の引き上げになります。
- ・富士見市(4 年連続保険料の引き上げ)、今年の 7 月に市長選があります。

⑯国保会計 県からの支出金について

- ・保険者努力支援金(インセンティブ)は、保険税の収納率、重症化予防の対策率も特定健診受診率、特定保健指導の実施率。

⑯2018年度国保会計 歳入-歳出

- ・越金、法定外繰入を含めない単年度の収支とすれば、61の自治体で黒字になります。川口市と熊谷市は上記を含めて単年度で0です。

⑰一般会計から国保会計への法定外繰入総額

- ・2018年度予算時の法定外繰入をした自治体は52でしたが、2018年度決算時46自治体、2019年度予算47自治体、2020年度予算46自治体。

⑱保険給付費支払基金の残高

- ・基金残高があるのは49自治体。前年度より14億7130万円の減。
- ・24自治体が基金額をアップしています。
- ・越生町、美里町が新たに基金を設けました。
- ・さいたま市が23億3千万円引き下がりました。新たに、ときがわ町が基金ゼロになりました。

⑲特定健診

- ・特定健診の自己負担なしの自治体が新たに3自治体増え33自治体になりました。
- ・受診率は38.7%、2018年は39.0%。受診率トップは引き続き伊奈町53.8%。

はじめに

<介護保険制度の制度変更など理解するために>

現在「第7期介護保険計画（2018.4月～2021.3月）」が実施されています。

①来年度、2021年4月より「第8期介護保険計画（2021.4月～2024年3月）」が実施となります。
(2020年度は、自治体ごとに介護保険料の改定検討・決定)

②来年度、第8期介護保険を含む社会福祉法・介護保険法等改正（2021.4月～2026.3月）が実施となります。

以上、来年度は、新介護保険料改定実施と改正された介護保険法のもとでの計画実施が始まるため、今年度の自治体ごとに計画される「第8期介護保険計画」に、市民の実態に即した運用が計画に盛り込まれるようにするかが重要です。

<2015年4月から具体化されている介護保険制度の改悪内容>

①特別養護老人ホームへの入所は「要介護3」以上に限る（2015/4/1から）

②一定の所得以上の人の利用料を1割から2割に（2015/8/1から）

そして、3割負担の人も(2018/8/1から)→2017.5月改正

一定の所得以上とされるのは、

合計所得160万円以上

単身世帯：年金+その他の所得=280万円以上

2割負担

（年金のみ場合は280万円以上相当）

夫婦世帯：年金+その他の所得=346万円以上

合計所得220万円以上

単身世帯：年金+その他の所得=340万円以上

3割負担

（年金のみ場合は344万円以上相当）

夫婦世帯：年金+その他の所得=463万円以上

・1年以上滞納の場合にいったん全額支払う「償還払い」となる事に加えて、保険料を2年以上滞納すると原則1割の利用料は3割負担に、2018年8月からは、利用料が3割負担の人が滞納した場合、利用料が4割に引き上げられます。

③施設サービスの居住費・食費(自己負担)の補足給付(低所得者の負担軽減対策)は一定の預貯金があればなし(2015/8/1から)

低所得者は、軽減されていたものが、配偶者が住民税課税なら、対象外（住民票が別でも戸籍上夫婦なら、月13万円程度の年金の配偶者がいれば、本人が無年金で非課税でも補足給付は不可）。遺族年金・障害年金の非課税年金も収入とされる。預貯金、有価証券など1000万円以上は対象外。

④要支援1・2の訪問(ホームヘルパー)・通所介護(デイサービス)は保険給付から外され、2018年4月からすべての自治体で新総合事業が始まっています。

市町村の新総合事業は、その内容は市町村の裁量で決め、全国一律の人員基準も運営基準もあ

りません。報酬も利用者負担も市町村の裁量で決めるものです。

国は、その上限を決めています。今までの要支援者向け訪問介護は介護報酬を5%削減、通所介護は20%削減額を上限とします。

＜第8期に向けた制度改革で見直し予定＞

①特別養護老人ホーム（特養）など介護保険施設を利用する低所得者に食費や居住費を補助する「補足給付」制度の見直し。

・年金収入等が120万円超の特養利用者（多床室）の場合、月2万2000円の自己負担増です。

②月の介護サービス費が上限を超えた分が払い戻される「高額介護サービス費」の見直し。

・年収約383万円以上の「現役並所得」の利用者の収入区分を、医療保険の負担限度額と同じ3段階に見直す案を示しています。

＜アンケート結果より＞ 下線部が特徴・強調点です。

(1) ①1号被保険者（65歳以上の高齢者）、⑥要介護認定者、要支援者の割合

調査日	1号被保険者数A	前年度増減率	要介護認定者B	認定者割合(B/A)	要支援者数C	要支援者割合(C/B)	要介護1,2の人数D	要介護1,2割合(D/B)
2020.4.1	1,937,119	101.4%	297,324	15.3%	73,182	24.6%	120,142	40.4%
2019.4.1	1,910,474	101.5%	286,501	15.0%	71,517	25.0%	114,748	40.1%
2018. 4.	1,882,874	102.1%	282,262	15.0%	68,850	24.4%	113,583	40.2%
2017. 4.	1,843,268	102.6%	271,389	14.7%	66,589	24.5%	108,911	40.1%
2016. 4.	1,796,244	103.9%	261,720	14.6%	65,871	25.2%	103,557	39.6%
2015. 4.	1,728,994	105.0%	251,603	14.6%	62,796	25.0%	98,474	39.1%
2014. 4.	1,646,708	102.8%						
2013. 4.	1,602,605	105.1%						
2012. 4.	1,524,465	104.4%						
2011. 4.	1,460,421	102.0%						
2010. 4.	1,432,427							

1号被保険者の人数は、高齢人口が増える中、増加してきました。そのなかで、要介護認定者は、微増しています。介護を必要とする高齢者が増えていることになります。今後、注視していく必要があります。また、自治体ごとの確認が必要です。

・19調査より、第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定者数と、2号保険者（40歳以上、65歳未満）の要介護認定者数（若年性認知症など）を分けて聞いています。「要介護認定率」は「第1号被保険者の認定者数／第1号被保険者数」により算出されるもので、P18の割合が自治体の認定率となります。今回、初めて正確な認定率が記載されています。いままでは、認定者数に、若年者の認定者が含まれていました。

6和光市が10.8（昨年度9.7）と35鳩山町10.8（昨年度10.8）の認定率で一番低くなっています。一番高いのは、59秩父市の18.5（昨年度18.3）で高齢者の5人にひとり近くが介護保険の認定者となっています。

・第1号被保険者数が増加している自治体、減少している自治体双方に、その要因をお聞きしてください。

また、認定ごとの増減などの要因もお聞きください。

(2) ②介護保険料について—昨年度と変更なし

⑤利用料自己負担割合別被保険者数を初めてアンケート

—2割・3割負担者が1割

・利用料負担の2割（2015年4月～）、3割徴収（2018年4月～）が始まり、その人数確認を初めておこなった。利用料1割負担原則で始まった介護保険は、2割・3割負担者が1割になっています。

・2018年4月から2021年3月の介護保険料のため、昨年と同額です。

65歳以上の高齢者の介護保険料の全国平均は、月額5869円。

埼玉県は、月額5058円。

最高額は、東秩父村6950円、最低額は、鳩山町4000円。

保険料段階は、9段階から17段階の設定となっています。

全国の保険料平均は、7年後に約7200円、高齢者人口のピークに近づく40年度に約9200円との推計も。

・2021年4月からの介護保険料改定に向け、今年度改定が行われます。コロナ禍で、介護保険制度利用が抑制されていることや、消費税増税・生活困窮世帯が増えていることも含め、保険料の引き下げが必要です。

(3) ④保険料滞納者、給付制限について

調査日	滞納者数	前年度増減率	給付の制限数	前年度増減率
2020. 4. 1	48,534	92.6%	404	98.8%
2019. 4. 1	52,386	86.9%	409	99.0%
2018. 4. 1	60,317	101.6%	413	96.9%
2017. 4. 1	59,391	91.1%	426	106.5%
2016. 4. 1	65,226	101.0%	400	113.0%
2015. 4. 1	64,556	101.1%	354	112.4%
2014. 4. 1	63,844	107.6%	315	86.5%
2013. 4. 1	59,329	109.5%	364	102.8%
2012. 4. 1	54,195	97.7%	354	106.3%
2011. 4. 1	55,448	104.6%	333	169.9%
2010. 4. 1	53,024		196	

・保険料滞納者は、年金が1万5千円未満の普通徴収者です。保険料は、所得に応じた保険料設定とされてはいますが、月額1万5千円以下の年金からの支払いは厳しいはずです。

・1号被保険者数は、18年1,882,874人→19年1,919,474人→20年1,937,119人。この増加率は、18年→19年が101.94%ですが、19年→20年は100.9%に1号被保険者は微増。滞納者数は18年60,317人→19年52,386人で86.85%と急減、19年52,386人→20年48,534人へとさらに減少しています。

要因として考えられるのは、ひとつに高齢者の就業者が増えていることと関連していると考えられます。平成28（2016）年の労働力人口は、6,673万人。労働力人口のうち65～69歳の者は450万人、70歳以上の者は336万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は11.8%と上昇し続けています。会社などの役員を除く65歳以上の雇用者について雇用形態をみると、非正規の職員・従業員は多く、かつ、増加傾向です。平成28（2016）年では正規の職員・従業員が99万人に対して、非正規の職員・従業員が301万人であり、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は75.3%となっています。高齢者の就業者が増えていることから、保

険料天引きの高齢者が増えることで、滞納者が減っている可能性があります。

第7期介護保険料は、12自治体を除く自治体で保険料が引き上がっていることを考えると滞納者が増加しておかしくない状況です。

滞納者が急減している自治体では、要因について確認してください。また、滞納者が増加した自治体でも、増加の要因をお聞きください。

- ・滞納が長期化することで給付の制限（償還払い、利用料3割負担等）となります。滞納者が減っても、給付の制限がされる方が減っている訳ではありません。自治体の丁寧な対応と、保険料の減免、利用料の減免を実態に即した制度運営に変えるとともに、利用の促進を図っていくことが求められます。自治体ごとに滞納者への対応はどのように行っているか、給付の制限は回避するよう、懇談を深めて下さい。

また、年金引き下げや2019年10月からの消費税10%増税の導入により高齢者の生活はさらに厳しくなっています。今後も滞納者が増えることが考えられます。保険料減免、利用料減免の利用と併せ、ペナルティーとならないよう、自治体の取り組みを要請してください。

(4) ⑧介護認定の更新、区分変更

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されています。交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標があり、介護保険外しや軽度認定につながらない懸念しています。そのため、今年のアンケートより介護認定の更新、区分変更の人数を聞いています。自治体ごとに、適正な認定がおこなわれるよう、区分変更の内容を見極めていく必要があります。経年で区分変更などの人数変化を今後確認してください。

変更の特徴や区分変更のおもな要因などお聞きください。

(5) ⑨保険料減免、⑩利用料減免

	滞納者数	保険料減免申請数	前年度増減率	保険料減免人数	前年度増減率
2019.4.1～2020.3.30	48,534	1,811	240.5%	1,802	245.2%
2018.4.1～2019.3.30	52,386	753	80.3%	735	79.5%
2017.4.1～2018.3.30	60,317	938	117.8%	925	118.4%
2016.4.1～2017.3.31	59,391	796	118.3%	781	117.3%
2015.4.1～2016.3.31	65,226	673	101.2%	666	101.7%
2014.4.1～2015.3.31	64,556	665	80.3%	655	82.4%
2013.4.1～2014.3.31	63,844	828	91.0%	795	89.7%
2012.4.1～2013.3.31	59,329	910	98.3%	886	98.4%
2011.4.1～2012.3.31	54,195	926		900	179.3%
2010.4.1～2011.3.31	55,448			502	91.4%
2009.4.1～2010.3.31	53,024			549	

・保険料減免制度を利用する人は大幅に増えています。滞納者は減っていますが、介護保険料の負担感は、年金収入や消費税増税から高まっており、減免制度利用者はそのためか、今までになくなっています。この理由に、19年の調査では、31の自治体の申請がゼロ、20年の調査で申請がゼロの自治体が19になっており、申請件数ゼロの自治体が減ったことがあります。しかし、利用者がゼロの自治体も多数あります。保険料減免制度の利用の利用状況を確認し、利用しやすい制度になっているか確認してください。

・三桁の利用者がいるのは、草加市、さいたま市、川越市、坂戸市だけです。すべての自治体でなんらかの規定があります。ほとんどの自治体で申請そのものがされていません。減免総額もお聞きしました。総額は、介護保険財政の数パーセントに過ぎません。滞納者の実態に即して減免制度利用ができるよう規定の内容を確認し、充実を求めると共に、規定の周知と利用をよびかけることが必要です。

川越市、草加市の保険料減免利用者が比較的多いため、回答記載

川越市の 2019 年の回答

・「川越市介護保険料減免・徴収猶予取扱基準」に基づき、法定減免のほか、本市独自の制度として、収入が少ないとことなどにより、生活保護基準に準ずるような状況にある方を対象とした減免規定がございます。今後も引き続き、保険料減免制度の周知に努めてまいります。

草加市

市では国による低所得者への保険料軽減強化の実施にあたり、非課税世帯である第 1 段階から第 3 段階までの基準額に対する負担割合を「介護保険法施行令」の規定の限度まで引き下げ、低所得の方の保険料負担軽減を図っております。

⑩利用料減免

	滞納者数	利用料減免申請数	前年度増減率	保険料減免人数	前年度増減率
2019.4.1～2020.3.30	48,534	116,945	118.7%	117,260	119.4%
2018.4.1～2019.3.30	52,386	98,507	60.9%	98,216	61.0%
2017.4.1～2018.3.30	60,317	161,867	105.9%	161,093	108.2%
2016.4.1～2017.3.31	59,391	152,811	117.8%	148,850	115.8%
2015.4.1～2016.3.31	65,226	129,774	114.8%	128,495	114.9%
2014.4.1～2015.3.31	64,556	113,025		111,869	

・利用料減免申請は、昨年度激減をしましたが、数年前の水準になっています。しかし、金額では、昨年を下回っています。19 年利用料減免額の計 1,032,285,497 円

20 年は 966,624,958 円と、下回っています。自治体ごとに確認する必要があります。

・利用料減免については、制度はあっても利用がほとんどない自治体もあり、住民への周知が必要です。昨年は 22 自治体が申請ゼロでしたが、今年は 18 に減っています。昨年度から、利用料減免総額も聞いています。前年度の利用状況なども確認し、利用の促進について懇談で深めて下さい。

川越市、草加市の利用料減免利用者が比較的多いため、回答記載

川越市の 2019 年の回答

・介護保険利用料負担の減額としましては、平成 12 年度から川越市介護サービス等利用者負担額支給要綱を定め、市民税非課税世帯の方を対象とした本市独自の負担軽減を行っているところでございますが、厳しい財政状況の中で、持続可能な制度となるように努めてまいります。

草加市の 2019 年の回答

・市におきましては、非課税世帯に該当する被保険者の方に対しまして、介護サービス利用料の一部を補助する「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。今後とも、対象の方への説明及び対応などを丁寧に行ってまいります。

(5) ⑪特養ホーム待機者数

- 特別養護老人ホームへの入所は「要介護3」以上に限ります（2015/4/1から）

要介護1・2でも特別な事情があればとされていますが、入所の基準をめぐって、市町村格差が広がるものであり、利用を希望する方の実情にあった対応を求めていくことが必要です。

	特養ホーム待機者	要介護3以上の待機者	要介護3以上の認定者	要介護3以上に占める待機者割合	うち要介護1・2の待機者	要介護1・2の認定者	要介護1・2に占める待機者割合
2020年4月	11,718	10,225	103,871	9.90%	1,493	120,142	1.24%
2019年4月	10,584	9,146	100,350	9.11%	1,438	114,748	1.25%
2018年4月	10,465	8,658	99,868	8.66%	1,807	113,583	0.95%
2017年4月	10,364	8,297	95,889	8.65%	2,067	108,911	1.89%
2016年4月	13,273	10,235	92,262	11.09%	3,038	103,557	2.93%
2015年4月	13,356	9,624	90,333	10.65%	3,732	98,474	3.78%

- 要介護1・2の認定者数は増加していますが、特養ホーム申請をする方が減少し待機者数、割合とも減少しています。
- 要介護3以上の認定者数も増加し、特養ホーム待機者は2017年4月に減っていますがその後、待機者は増えています。

○昨年度の回答の特等

特養ホームについては、待機者の状況によって自治体の対応が異なっており、特養ホームの増設が介護保険料にはねかえることから特養ホームの増設に慎重になる自治体もあります。

昨年と待機者数を比較し、今後の待機者改善を確認してください。

- アンケートの要介護1・2の方の実情を伝えるとともに、自治体の対応を確認しましょう。

(6) ⑫定期巡回・随時対応型サービス

	事業所数	前年増加率	実人数	前年増加率
2020年3月	97	112%	2,450	71%
2019年3月	86	107%	3,421	129%
2018年4月	80	133%	2,637	135%
2017年4月	60	142%	1,948	139%
2016年4月	42	114%	1,401	181%
2015年4月	37		774	

24時間型の介護体制とする定期巡回随時対応型サービスの事業所数は微増にとどまっています。また、利用者数は減少しています。

○昨年度の回答の特徴

定期巡回24時間サービスについて、サービス提供を開始した自治体は少なくありませんが、利用者が少なく事業から撤退する事業所やスタッフの確保ができない事業所もあります。

なかでも、ベテラン看護師の配置が難しい。利用計画に盛り込むケアマネの認知度が低いことやサービスの周知不足が利用に結びついていない。八潮は平成25年度制度開始でしたが、平成30年度に人材確保困難で事業廃止。

また山間部の広域的な地域でのサービス提供は労働条件としても効率的ではなく厳しいものになります。利用者が少なく効率的でなくとも事業が成り立つよう、介護報酬などでの特別な対応が必要になります。定期巡回サービスに限らず、採算が合わなければ事業者は手を引かざるを得ませんし、賃金・労働条件の改善も困難になります。

自治体としては、制度の普及状況についてどのように考えているか伺って下さい。

(7)⑭新総合事業

- ・新総合事業の形態、カ所数は昨年度と大きな変動はみられません。これは、現在の第7期介護保険計画で確認したことから、来年3月までは大きな変動はないものと考えられます。
- ・「総合事業（要支援1、2を対象とする訪問型・通所型サービス）」について、要支援者に必要な介護サービスが提供されていることを確認します。

緩和した基準による訪問型・通所型サービスAは、

指定事業者（委託）で①無資格者可（一定の研修）②設備基準緩和③個別サービス計画なしも可④衛生・守秘・事故対応などとし、提供者として主に雇用労働者、通所型は+ボランティアでよしとします。

緩和した基準による訪問型・通所型サービスBは、

NPO・住民団体等ボランティアで①人員基準無し②設備基準無し③個別サービス計画無し④衛生・守秘・事故対応などとし、提供者として主にボランティアが担います。

【参考】

（総合事業の類型）＊厚労省資料より

●訪問サービス				
現行相当サービス	多様なサービス			
訪問介護	緩和基準A	住民主体B	短期集中C	移送支援D
事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	Bに準じる
予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	最低限の基準	独自の基準	
訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	
●通所サービス				
現行相当	多様なサービス			
通所介護	緩和型A	住民主体B	短期集中C	
事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
予防給付の基準を基本	自認等を緩和した基準	最低限の基準	府独自の基準	
通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	
●その他の生活支援サービス				
①栄養改善を目的とした配食				
②ボランティアが行う見守り				
③訪問サービス、通所サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)				

- ・訪問型サービス、通所型サービスで、緩和したサービスのみを提供している自治体は和光市、吉見町、美里町、小鹿野町です。
- ・訪問型サービスで、現行相当サービスのみをおこなっている自治体は22治体です。通所型サービスは、22自治体です。現行相当サービスのみは、両サービスともほぼ同じ自治体が提供しています。これは、市として現行サービスを提供すると判断していることが考えられます。なかでも、要支援

1、2を対象とする訪問型・通所型サービスでは、第8期介護保険計画でも現行相当サービス（指定事業所によるサービス）を確保するよう要望してください。

・緩和したサービスと現行相当サービス事業所が混在している自治体が3分の2に増えており、現行相当と緩和サービスとの事業所割合は様々です。

○昨年度の回答の特徴

介護の地域総合事業への移行がすべての自治体で平成29年度から行われていますが、「現行相当サービス」として、従前からのサービス水準は基本的に維持されているようです。「利用者数について、総合事業への移行に伴う影響は見られない」との回答がある一方で、「チェックリストにより総合事業の対象者とされた人のサービスは緩和型サービスの利用を原則とする」との回答もあり、従前なら「現行サービス」の対象とされるケースが「緩和型」に「原則として」誘導されるのではないかとの懸念もあります。多くの自治体で「緩和型A・B」の実施について検討中で、「緩和型A」の実施を開始した自治体では、現行サービスを実施している事業所が指定されていますが、一部にシルバーに委託する自治体（八潮市、伊奈町、神川町等）もあります、現行サービス実施事業所の指定とするよう要請してください。「現行相当」と「緩和型A」が同一の事業所において並存することに混乱や不都合がないかということも不安材料です。

○総合事業への移行にあたって、「現行サービスの維持」（現行相当サービス）に努力し、これから

「多様なサービス」の体制を整えていく段階にあるというのが、自治体の全体的な状況です。国からの「多様なサービス」の制度論、類型論によって、各自治体の対応も多様化しています。制度が複雑になり、利用者にとって、また事業者にとってもわかりにくくなっています。模索の域を出ない自治体もあります。「緩和型Aを行う事業者がいない」「緩和型Bの受け皿づくりや担い手づくりが課題」との回答が多く見られ、一部には「サービスの類型にとらわれず、要支援者及び一般高齢者全体を視野にサービスを考える」とする自治体もあります。

○総合事業への移行を契機に、介護予防・重度化防止が重点とされ、住民による地域的な「支え合い」がめざされています。「緩和型」では、担い手は専門職ではなく、またボランティアによるサービスが増えますが、公的責任がどうつらぬかれるのかという問題や、総合事業は保険給付ではなく予算枠の中での事業ですから、国や県による財政支援がどう保障されるのかという問題もあります。それでも、地域には支援を必要とする高齢者が現実に存在するのですから「待ったなし」です。こうした状況にあって、各自治体の現状と動向を注視していく必要があります。

○現行サービス維持のためには、財政的裏付けが必要です。利用者負担は軽減したとしても、事業所への単価設定が従前どおりでなければ、事業所として現行相当サービスを続けることは困難です。単価設定を従前通りとし、自治体の地域支援事業・介護予防事業費の予算確保が重要です。現行相当サービスの提供と、単価設定を確認し、10割の補償を自治体に求めましょう。

以上のすべての介護事業サービスを支えているのは介護労働者です。自治体として介護人材確保をどのように考えているかなどもお聞きし、実態に基づき要請してください。

さいごに、

1. 2020年6月5日、通常国会にて成立した「介護保険制度改革法」に盛り込まれた主な内容 気になる点

<介護保険制度改革法案の主な内容>

- 地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備推進
 - ①認知症施策の推進に向けた国と地方の努力義務を規定
 - ②市町村の地域支援事業でデータ活用を努力義務化
 - ③介護保険事業計画の策定にあたり、市町村の人口構造の見通しの勘案、高齢者向け住まいの設置状況の記載追加、有料老人ホームの設置状況の都道府県・市町村間の情報連携の強化をする
- 介護人材確保と業務効率化の取り組み強化
 - ①介護保険事業計画の記載事項に、介護人材確保と業務効率化の取り組みを追加
 - ②有料老人ホーム設置の届け出事項を簡素化
 - ③介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置を5年延長
- 医療・介護データ基盤の整備推進
 - ①国は自治体に対し、高齢者の状態や提供されるサービス内容、地域支援事業の情報の提供を求めることができる規定
 - ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報のデータベース（介護DB）の連結精度向上のため、支払基金・国保連合会がオンライン資格確認の仕組みを活用し、正確な連絡に必要な情報を提供できるようする
 - ③支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、オンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供を追加

競争化により、利用者への無理な押し付け？

気になる点

- ①要介護度の維持・改善の指標は、平均要介護度と要介護認定等基準時間の変化について、全保険者の5割を評価し15点としていた。これを細分化し、上位1割は20点、3割が15点、5割が10点、8割が5点とした。細分化に応じた採点配点に差。介護認定の軽度移行や保険からの卒業促進には高配点がつく仕組み。
- ②予防・健康づくりにとりくみの重視により、「通いの場」づくりと「通いの場」への参加することへの見えない強制と圧力が住民を縛るように？

開催頻度で「週1回以上」と「月1回以上」の参加率を分け、「週1回以上」の配点を高くする。また、「通いの場」での健康チェックや栄養指導、早期介入へのひもづけをしていると加点。

以上一部であるが、懸念されることとして記載した。地域社保協のなかで、内容を検討し、自治体へ懸念を投げかけ、本来の社会保障としての権利保障にかなうものとなるよう「第8期介護保険計画」に間に合うよう要請してください。

- ①「有料老人ホーム」等の設置基準を緩和し、増設を促す。

特養ホームは、介護報酬、介護保険料の上昇につながることから、「有料老人ホーム」等の増設で、自己責任による利用拡大につなげる。

- ②2021年3月より、マイナンバー制度が健康保険証と紐付けられることから、医療・介護分野のデータ集積をおこなう。

ビックデータとしての活用を図る。

- ③社会保険診療報酬支払基金と国保連合会が持つ情報の情報共有化が可能。保険情報の一本化。

2. 介護保険の保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の評価指標

来年度からの介護・成果評価指標を強化－交付金の多寡に影響

介護認定の更新、区分変更、総合事業への影響が懸念される

保険者である自治体のとりくみを国の評価基準により評価し、交付金による多寡に反映させる。結果、自治体間の

今回の市町村キャラバンアンケートでは、暮らしの場、市町村障害者雇用率、福祉タクシーの3つの柱で行ないました。

1 障害保健福祉圏域

障害福祉のページで、それぞれ市町村が障害保健福祉圏域に分かれています。第5期障害者支援計画で下記のように説明しています。

「第5期埼玉県障害者支援計画」（4P）より

ウ 障害保健福祉圏域の設定

障害者福祉は、障害者等に最も身近な行政主体である「市町村」を中心に推進していくことが基本です。

しかし、障害者等に対応した設備や専門的な知識、経験が必要な施設などについては、広域的な視点から地域のバランスに配慮する必要があります。

本県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ります。

2 県内障害者数、身障手帳減？、精神保健手帳増！

（1）5年間の比較 埼玉県資料16年3月

基礎資料として、手帳交付数を回答してもらっています。

県の資料と比較してみます。

「第5期埼玉県障害者支援計画」（7P）より

本県の障害者手帳所持者数（平成28年度末現在）

項目	人数及び割合
県人口	7,294,490
（1）身体障害者手帳所持者数 （うち18歳未満）	206,230 (4,171)
県人口に占める割合	2.8%
（2）療育手帳所持者数 （うち18歳未満）	46,124 (12,992)
県人口に占める割合	0.6%
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数	48,536
県人口に占める割合	0.7%
手帳所持者数合計 ((1)～(3) 合計)	300,890
県人口に占める割合	4.1%

※ 県人口は、県統計課「埼玉県の推計人口」（平成29年4月1日現在）によります

平成18年度末からの10年間で、身体障害者手帳所持者数は+11.6%、療育手帳所持者数は+46.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は+153.5%の増加となっています。

(2) 20年3月末、社保協アンケートでは

身体障害者手帳	知的障害者療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
202, 964人	48, 082人	56, 374人	307, 420人

全手帳交付者数は、6,600人が増えています。身体障害者手帳交付者が3,266人減っています。調査上のミスがあるのかとも思えますが、実際、19年度キャラバンアンケートと比較して、35市町村が減っています。今後検証が必要かもしれません。療育手帳が微増の中で、5年間で、精神保健手帳の交付者が7,838人の増加は、特筆すべきことです。自立支援法で三障害と位置づけられ、障害者雇用促進法に位置づけられたこと、また、バスの運賃割引が実施される等も大きな条件としてあると思います。

3 暮らしの場、6%が県外で生活 グループホームへ1／3市町村が単独補助 グループホーム設置へ企業が進出

暮らしの場では、生まれ育った地域で、生活が継続できるのかを入所施設・グループホームで回答を求めました。

入所施設では6,099人が利用していますが、そのうち、約6%が県外を利用しています。福祉圏域外を合わせると、約6割になります。依然高い率で、福祉圏外での生活になっています。

グループホームで5,267人が利用しています。ここ5年間で1,000人以上増加して増加しています。地域を見てみると、34%が福祉圏外で生活しています。県外が300人を越えます。

(16年に以下のような調査をしました。)

	利用者数	市内	福祉圏域内	域外・県内	県外	県外率
入所施設	5, 420	996	956	3, 121	377	6. 96
グループホーム	3, 117	1, 503	549	862	203	6. 51

(今回の回答)

入所施設

三芳町、吉川市、川越市、入間市、深谷市を除く

利用者	市内・圏域内	域外・県内	県外	県外率
5, 047	1, 897	2, 758	306	6. 06

グループホーム

三芳町、春日部市、川越市、入間市、深谷市を除く

利用者	市内・圏域内	域外・県内	県外	県外率
4, 347	2, 507	1, 504	305	7. 02

不足の中で、国や県での補助では不十分の中で、施設整備、運営費、上乗せ補助など独自補助を行っているかの問い合わせには、約三分の一が取り組んでいます。国や県での補助を要望すると同時に、市町村での補助も運動として、取り組んでいくことが大事です。

グループホームでの設置主体を聞きました。社会福祉法人、NPO法人が順番で、双方で55%ですが、以前調査したもの比べて、企業が10%から17%に増えているのが目立ちます。回答の中には、個所数で答えたものもあれば、法人・企業が何カ所か運営しているものの、1法人・1企業

と回答している市町村もあり、再度調査する必要があります。

設置主体	社会福祉法人	NPO 法人	医療法人	企業	その他
	243	165	24	112	91

3 雇用率、若干前進 しかし、2. 5%の法定雇用率に約4割が未達成

雇用率ですが、昨年に続いての回答で、若干ですが、知的障害・精神障害の雇用を自治体で進んでいるところがあります。しかし、2. 5%の法定雇用率に約4割が未達成です。4割を越えていけるところもある中で、1%台のところもあり、格差が見受けられます。

福祉タクシーですが、初乗り料金の改定で、金額的には、過不足ありますが、枚数を増やしています。たとえば、740円の時と比較して、24枚のところが34枚になったら、760円のマイナスで、36枚になると240円のプラスになる等、63市町村でばらつきがでています。もともと枚数が少ないので、枚数が増えない所もあります。今まで、2キロだった所が、1キロちょっとなので、一枚の利用距離が短いので、自己負担が結果的に増えていることになっています。

4 タクシーの初乗り料金 改定 埼玉では3通り料金体系

(1) 福祉タクシー制度とは

「他の交通機関を利用する事が困難な重度障害者の社会生活圏の拡大と社会参加の促進を図る」という制度の趣旨」で「福祉タクシー券、自動車燃料費助成券」として、「重度心身障害者の外出を容易にし、経済的負担の軽減、社会参加の促進及び障がい者福祉の増進を図ることを目的として助成を行っています。」

「福祉タクシー事業」は、市町村によって、対象が、異なるところもあるが、大半は、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳マルA～B、精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方を対象としている。自動車等燃料費補助事業との選択制と取っているところもある。初乗り料金のみで、同乗ありとなっている。

「自動車等燃料費補助事業では、身体障害者手帳1級～2級または精神障害者保健福祉手帳1級で、自己所有の自動車等を自ら運転している方、障害者手帳1級～2級もしくは精神障害者保健手帳1級の交付を受けた18歳未満の方、または療育手帳マルA～Aの交付を受けた方で、保護者が所有する自動車等による通園・通学等の送迎を受けている方を対象」に行っているところがほとんどである。

県内では、所沢が出発となり、福祉タクシー制度が行われるようになった。少しずつ取り組む市が増え、障埼連は、全県化に向けて、県と交渉を続けた。年に全県化の実施となった。しかし、自立支援法が制定されたとき、埼玉県は、地域生活支援事業に、移行させたその結果、県単事業から離れる。国から、ふさわしくないとの指導を受け、地域生活支援事業を取りやめる。結果、そのまま、市町村がまるごと、その事業を請け負うことになった。そのため、福祉タクシー券の支給枚数など地域格差ができている。家族同乗を認めている。

現在、県は、埼玉県福祉タクシー運営協議会を開催し、連絡調整の役割を果たすだけとなっている。

福祉タクシー及びガソリン代支給制度、福祉ガソリン利用料金助成制度、福祉自動車燃料助成制度の名称を取っているところもある。

朝霞4市では、バス・鉄道共通ICカード補助も制度の中に、組み込んでいる。

「福祉タクシー券については、1月あたり2枚とし年間24枚を上限に給付しております。自動車燃料費助成については、18歳未満の者（児）は1月1,000円として年間1万2,000円、18歳以上の者は1月500円として年間6,000円を上限に給付しております。どちらか

の制度の選択制となっており、併用はできません。その他所得制限や年齢制限は設けられておりません。タクシー券は初乗り料金相当の券となりますので、介助者等の同乗者についても割引が適用され、利用できる状況です。」

(2) 初乗り料金、距離短縮で500円に迎車料金は?

今年2月1日より、以下のように、タクシー料金が改定されました。埼玉県では、3種類の料金体系となります。それぞれで、初乗り料金が異なります。A地区500円、B地区620円、群馬A地区780円です。それに伴って、福祉タクシー券の取り扱いが変わります。「初乗り料金」が要項にあり、「初乗り料金」のままでいくことになったようです。このようなことが起こることがあります。ある市では、今まで、2キロ740円で48枚だったのが、500円で60枚になることが出されていること、実質マイナスになるのです。さらに、一部の事業者が迎車料金を取っていましたが、すべての事業者で取ることにもなったともいわれています。

●埼玉県A地区:川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、

桶川市、北本市、北足立郡伊奈町、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、北埼玉郡北川辺町、大利根町、南埼玉郡宮代町、白岡町、菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、鶯宮町、杉戸町、松伏町、川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、

入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、秩父郡東秩父村

○普通車 距離別の運賃 初乗り運賃 1230mまで 500円

加算運賃 以後 261mごとに 100円

時間距離併用制運賃 1分35秒ごとに 100円加算

●埼玉県B地区熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡美里町、上里町、大里郡江南町、寄居町、北埼玉郡騎西町、秩父市、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

○普通車 距離別の運賃 初乗り運賃 1470mまで 620円

加算運賃 以後 297mごとに 100円

時間距離併用制運賃 1分50秒ごとに 100円加算

●群馬県A地区:埼玉県児玉郡神川町

○普通車 距離別の運賃 初乗り運賃 2000mまで 780円

加算運賃 以後 274mごとに 90円

時間距離併用制運賃 1分40秒ごとに 90円加算

※ 時間距離併用制運賃とは、高速道路走行時以外で、時速10km以下になると、時間を距離に換算する時間距離併用運賃が適用されるようになります。

(3) 市町村の対応

初乗り740円(15年度アンケート)から500円(20年度アンケート)へ

15年度と20年度 枚数比較	市町村名	金額換算比較
12枚から18枚	松伏町	6,880円→9,000円
18枚から28枚	八潮市	13,320円→14,000円
20枚から30枚	朝霞市 春日部市	14,800円→15,000円
36枚から50枚	富士見市	26,640円→25,000円
48枚から66枚		35,520円→33,000円
36枚から48枚	ふじみ野市、越谷市、嵐山町、吉見町、坂戸市、日高市、久喜市 嵐山町	26,640円→24,000円

24枚から36枚 36枚から54枚	さいたま市	17, 760円→18, 000円 26, 640円→27, 000円
4~26枚から38枚	草加市	19, 240円→19, 000円
24枚から34枚	三郷市	17, 760円→17, 000円
24枚から36枚	吉川市、川口市、蕨市、上尾市、桶川市、北本市、川島町、東秩父村、鶴ヶ島市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町	17, 760円→18, 000円
24枚から28枚	深谷市B、本庄市B、美里町B、神川町群A、秩父市B、横瀬町B、皆野町B、長瀬町B 小鹿野町B	17, 760円→17, 360円
24枚からA地区36、 B地区30	加須市	17, 760円→18, 000円 →18, 600円
36枚から32枚 48枚から46枚(腎臓)	狭山市	26, 640円→16, 000円 35, 520円→23, 000円
枚数数据え置き	48枚 川越市(金額:利用する事業者により異なる)、入間市 36枚 ときがわ町、越生町、寄居町、滑川町、熊谷市 24枚 志木市、毛呂山町、鳩山町、行田市、白岡市、羽生市 18枚 和光市 30枚 新座市	
不明回答	1枚-500円戸田市 飯能市 金額換算: 10, 000円 鴻巣市 3枚-1500円 伊奈町 88, 647枚-44, 324, 000円 所沢市 891枚-733, 360円 上里町B	
	小川町→36 ※H30年4月	

5 重度医療費と所得制限

県は平成30年度に補助要綱の改正を行い、平成31年1月から新規受給登録者を対象に、一定額以上の所得を有する登録者にかかる市町村の支給医療費を補助の対象外し、令和4年(2022年)10月からすべての受給登録者を対象に、一定額以上の所得を有する登録者の支給医療費を補助の対象外とすることにしました。

多くの市町村は、県の補助要綱に沿って平成31年1月から所得制限を導入しました。

昨年度、重度医療の所得制限について、8つあった未実施が市町が、1市は実施に転じて、1市は未回答になっています。

7. 子育て支援

キャラバン資料集 32ページから 38ページ

(1)公立保育所、公設民営保育所、民間認可保育所の状況 ①～③

・昨年から保育所を 3 つに分けて調査しています。①公立保育所、②公設民営保育所、③民間認可保育所です。一昨年までは、②は①の公立保育所として回答されています。

・公立保育所は、全体で 7 か所減少しました。

1 川口市 14 八潮市 27 鶴ヶ島市 57 上里町 58 寄居町 59 秩父市 63 小鹿野町

・公立保育所の受け入れ児童数は、398 人減少しています。

・公設民営保育所は、9 自治体に 27 か所あり昨年と数は変わっていませんが、①川口市が 1 か所増えて 14 か所になり、38 所沢市が 1 か所減っています。

・公設民営保育所の受け入れ児童数は、33 人増加しています。

・一方、民間保育所は南部を中心に 15 自治体で 44 か所、3,269 人増えていますが、1 園ずつ減らしている自治体も 5 自治体ありました。

(2)認定こども園などの状況 ④～⑤

・認定こども園は、幼保連携型が 13 か所 2184 人、幼稚園型が 7 か所 884 人増加しています。新に増えている自治体もありますが、保育所からの置き換えがすすんでいると考えられます。保育所型と地方裁量型は昨年と変わりありませんでした。

・小規模保育所は 28 か所ふえました。幼稚園は 18 か所減りましたが、認定こども園に変わったところもあると考えられます。

(3)不承諾通知書が送付された児童数 ⑥～⑦

・さいたま市からは未回答です。

・さいたま市を除き前年と比較すると、入所申し込みが 1,015 人増加し、不承諾通知も 174 人に増加しました。

(4)障害児の受け入れ ⑧～⑨

・障害児の受け入れ人数については、公立保育所と公設民営保育所が全体の 69% を占めていて、民間認可保育所（25%）の約 2.7 倍となっています。受け入れ施設数は、公立も民間もほとんど変わらないので、公立保育所が多くの障害児を受け入れていることがわかります。障害児の保育は特に高い専門性が求められますので、障害児加算を増やして保育士の配置をすすめるとともに研修などの機会を増やす必要があります。

(5)保育士の確保と保育料軽減 ⑩～⑪

・保育士不足が言われている中、無資格者を二桁採用している自治体が 4 自治体ありますが、昨年より減っています。会計年度任用職員制度が施行されたこともあると思いますが、質の低下につながることにならないよう注視していく必要があります。

・保育料の軽減措置等の実施については、約半数の自治体が実施しています。

(6)学童保育 ⑫～⑯

・さいたま市が未回答です。

・さいたま市を除き前年と比較すると、学童の数が 28 か所増加、単位では 122 か所増で、定数が 2,138 人増えています。

・入所を申し込んだ児童が 2,981 人増え、待機児童も 138 人増えています。

・正規指導員が 158 人減少しましたが、非正規指導員が 369 人増加となっています。

【2020年のポイント】

生活保護制度は、国民の権利であるにも関わらず保護を必要とする国民が等しく受給できていない実態があります。自治体キャラバンでの懇談では、市町村の窓口において生活保護を受けるべき人がきちんと申請でき、適切に受給できているかの確認が柱になり、そのためにもケースワーカーの適切な配置や増員を求めていました。2019年度の市町村回答では、憲法に保障された権利として生活保護の対応をする自治体の姿勢が見え始めたことが特徴です（原富副会長）。

いま、全国の統計の速報値では、減少傾向だった被保護世帯数が2020年3月から増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の拡大による失業や休業などによる収入減少の影響が顕れはじめたと推測されます。まさに、国民のセーフティネットとして生活保護など制度活用をすすめることが求められています。

（参考）原富副会長の2019市町村回答の分析から（要旨）

生活保護、最低生活保障をめぐる2019年度の回答は、これまでとは様変わりした。「生活保護のしおり」を誰でも手に取れる、「しおり」記載内容の改善、生保申請意思が確認されれば申請書を交付し受理する、ある自治体では「申請を助言」している。一部の回答には、「憲法に保障された権利」「健康で文化的な最低限度の生活を保障」「扶養義務は必須条件ではない」「生活保護は最後のセーフティネット」「家や車があっても申請は可能」「生活困窮者の捕捉率の向上」などの言葉。庁舎内での連携、地域の貧困状態に目を向ける自治体も。

こうした状況は、生活困窮者の自立支援事業も背景にしつつ、生活と健康を守る会や反貧困ネットによる「しおり」改善運動、地域の粘り強い働きかけがもたらしたもの。社保協の要望で「しおり」を窓口に置くことになったとの回答もある。

1. 生活保護の最近の全国的動向

生活保護の全国的な動向は、厚生労働省が毎月発表している統計資料「生活保護の被保護者調査」で知ることができます。現在は、2020年6月3日に公表された2020年3月分が最新の資料です。

〔概要〕 ○被保護実人員 2,066,660人は、前月より2,446人増加、対前年同月比で23,922人減少。

○被保護世帯 1,635,201世帯は、前月より2,297世帯増加し、対前年同月比でも2,297世帯増加。

生活保護の受給者をめぐる動きは、2017年11月頃までは生活保護を受給している人数（非保護実人員）は減少する一方、被保護世帯数が増加し、その要因が高齢者世帯（特に単身世帯）の増加という傾向が続いていました。また、世帯数についても2017年11月の1,642,977世帯をピークにして減少傾向となっていました。

減少傾向は2020年2月まで続き、実人員が2,064,214人、世帯数が1,632,204世帯まで減りましたが、20年3月には一転して増加に転じました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が顕れたと捉えています。

以下は、世帯類型の2019年3月と直近の2020年3月との比較です。

- ・ 高齢者世帯は893,559世帯から906,025世帯へ、12,466世帯増加（101.4%）
うち、単身世帯は816,505世帯から830,238世帯へ、13,773世帯増加（101.7%）
- ・ 母子世帯は83,050世帯から77,307世帯へ、5,743世帯減少（83.1%）

- ・ 障害者・傷病者世帯は 406,682 世帯から 403,183 世帯へ、3,499 世帯減少（93.1%）
- ・ その他の世帯は 245,362 世帯から 241,161 世帯へ、4,201 世帯減少（98.3%）

- 被保護実人員は 2,066,660 人となり、対前年同月と比べると、23,922 人減少。
- 被保護世帯は 1,635,201 世帯となり、対前年同月と比べると、1,136 世帯減少。

	2年3月	前年同月	前月	
		対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差
1. 被保護実人員（保護停止中を含む。）				
総数	2,066,660	2,090,582	(-23,922) (-1.1%)	2,064,214 (2,446)
保護率（人口百人当）	1.64%	1.66%	/	1.64%
2. 被保護世帯数（保護停止中を含む。）				
総数	1,635,201	1,636,337	(-1,136) (-0.1%)	1,632,904 (2,297)
3. 世帯類型別世帯数及び割合（保護停止中を含まない。）				
総数	1,627,676	1,628,653	(-977) (-0.1%)	1,625,020 (2,656)
	構成割合			
世 帯 類 型 別 内 訳	高齢者世帯	906,025 55.7%	893,559 (12,466) (1.4%)	893,874 (12,151)
	（内訳）単身世帯	830,238 51.0%	816,505 (13,733) (1.7%)	819,146 (11,092)
	（内訳）2人以上の世帯	75,787 4.7%	77,054 (-1,267) (-1.6%)	74,728 (1,059)
	高齢者世帯を除く世帯	721,651 44.3%	735,094 (-13,443) (-1.8%)	731,146 (-9,495)
	（内訳）母子世帯	77,307 4.7%	83,050 (-5,743) (-6.9%)	80,654 (-3,347)
	障害者・傷病者世帯計	403,183 24.8%	406,682 (-3,499) (-0.9%)	408,388 (-5,205)
	その他の世帯	241,161 14.8%	245,362 (-4,201) (-1.7%)	242,104 (-943)

※保護率の算出は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計（概算値）」で除した。

「高齢者世帯」は、増加傾向で 2020 年 3 月に 906,025 世帯と最も多くなり、被保護世帯の 55.4%を占めています。特に、「単身世帯」が増加しています。

「障害者世帯」は一時期減少していましたが、2017 年 4 月の 191,272 世帯から増加に転じて、2020 年 3 月には 203,451 世帯に増加しています。

「母子世帯」と「傷病者世帯」、「その他の世帯」は減少傾向が続いている。

就労が困難な高齢者や障害者の世帯にとって、生活保護はたいへん重要な制度です。高齢者人口が増える中、年金の削減、医療・介護の費用負担増、消費税増税と結びついた物価の高騰などが高齢者の生活を直撃している一方、生活改善につながるような施策は安倍政権下ではほぼ皆無ですから、高齢者の単身世帯の増加は必然的な結果と捉えています。

新型コロナ感染症拡大の影響は、母子世帯、傷病者世帯、その他の世帯での 3 月時点では顕れていない模様ですが、4 月以降の動向を注視する必要があります。医療生協さいたまでは、県内各地で生活困窮者に対して食材を提供するフードドライブやフードパントリーの取り組みを行っていますが、5 月以降に食材を提供する数が急激に増えています。特に、シングルマザーの一人親世帯での希望者が増え、背景に失業などによる収入減少があると報告されています。

2. 事前アンケート結果から見える埼玉県の動向

(1) 埼玉では「世帯数は増加」して「高齢者世帯と疾病・障害世帯が増加」する傾向

世帯数および世帯類型別 2020年 (2020~2017年の4/1現在の比較)

	2020年	構成比	増減 2019	増減 2017	2019年	構成比	増減 2018	2018年	構成比	増減 2017	2017年	構成比
世帯数	75,553	100.0%	842	2,221	74,711	100.0%	564	73,880	100.0%	548	73,332	100.0%
		増加率	101.1%	103.0%		増加率	101.1%		増加率	100.7%		
世帯類型別		構成比	増減 2019	増減 2017	2019年	構成比	増減 2018	2018年	構成比	増減 2017	2017年	構成比
高齢者世帯	40,331	53.4%	1,268	3,900	39,063	52.3%	2,815	36,248	49.1%	-183	36,431	49.7%
母子世帯	3,619	4.8%	-260	-744	3,879	5.2%	-48	3,927	5.3%	-436	4,363	5.9%
傷病者・ 障害者世帯	18,739	24.8%	192	684	18,547	24.8%	967	17,580	23.8%	-475	18,055	24.6%
その他世帯	12,740	16.9%	-81	-1,044	12,821	17.2%	383	12,438	16.8%	-1,346	13,784	18.8%

埼玉県での生活保護の受給者をめぐる動向は、保護世帯数は増加し、その要因は高齢者世帯の増加という傾向が顕著に続いている。また、傷病者・障害世帯が2019年から増加傾向です。

2020年4月1日時点の保護世帯数は75,553世帯で、1年前(2019/4/1)から842世帯(101.1%)増加しています。4年前(2017/4/1)と比べると2,221世帯(103.0%)増加しています。

世帯類型では、高齢者世帯が40,331世帯で1年前から1,268世帯、2017年から3,900世帯増えており、高齢者世帯は世帯数でも構成比でも増加が明らかです。傷病者・障害世帯も18,739世帯で1年前から192世帯、2017年から684世帯が増えています。

(2) 2018年より新規の申請数と開始数が増加

2019年度も、窓口相談件数、新規申請世帯数、新規開始世帯数が前年よりも減少しています。6年前(2013)と比較すると減少が著しいことがわかります。

辞退届で廃止した世帯数も、減少傾向が続いている。6年前(2013)と比較するとおよそ半分に減っています。高齢者世帯や傷病者・障害者世帯の増加傾向からも生活保護からの離脱が難しい状況の反映と思われます。

全国動向で3月期に見られた新型コロナウイルス感染症拡大の影響と思われる状況は、把握できません。

生活困窮者自立支援制度の利用件数が全体として増えており、本来なら生活保護制度を利用すべき対象者が自立支援制度の下で対応されていることに注意が必要です。

2019年度は、「一時生活支援事業利用者数」が急増しました。2016年度から18年度の3年間は1ヶタだったものが、70件に急増したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で宿泊場所を失った方への支援で増えた可能性があります。

(参考) 「一時生活支援事業」(居住支援含む)

緊急に住まいが必要な方に衣食住を提供します。住居をもたない方やネットカフェ宿泊を続けているなど、不安定な住居形態にある方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて、就労支援などのサポートも行います。

(参考) 「埼玉県のネットカフェ難民」対策

埼玉県は4月12日、緊急事態宣言を受けた県の自粛要請に応じてインターネットカフェが営業

を休止したことにより、宿泊先がなくなった人向けに一時的な避難先を提供すると発表した。上尾市の県立スポーツ総合センターで受け付ける。県社会福祉課の調査によると、県内には少なくとも73のネットカフェがあり、県の緊急事態措置の休業要請によって宿泊先を失う人は約300人と推計している。

窓口相談件数・新規申請数・新規開始数・辞退数の推移（2013～2019年度）

	窓口相談 件数	増減 前年	率	新規 申請数	増減 前年	率	新規 開始数	増減 前年	率	辞退届で 廃止した 世帯数	増減 前年	率
2013年度	30,262	—	—	12,204	—	—	11,003	—	—	1,087	—	—
2014年度	29,196	-1,066	96.5%	12,062	-142	98.8%	10,766	-237	97.8%	851	-236	78.3%
2015年度	27,209	-1,987	93.2%	11,563	-499	95.9%	10,261	-505	95.3%	782	-69	91.9%
2016年度	26,546	-663	97.6%	11,439	-124	98.9%	10,343	82	100.8%	695	-87	88.9%
2017年度	25,706	-840	96.8%	10,617	-822	92.8%	9,552	-791	92.4%	693	-2	99.7%
2018年度	25,658	-48	99.8%	10,649	32	100.3%	9,483	-69	99.3%	613	-80	88.5%
2019年度	25,352	-306	98.8%	10,520	-129	98.8%	9,377	-106	98.9%	556	-57	90.7%
比較 2014年	-3,844	86.8%		-1,542	87.2%		-1,389	87.1%			-295	65.3%
比較 2013年	-4,910	83.8%		-1,684	86.2%		-1,626	85.2%			-531	51.1%

生活困窮者自立支援制度（2016～2019年度）

	新規相 談受付 数	プラン 作成件数	就労支 援対象者 数	就労支 援者数	就労準備 支援事業 利用者数	一時生活 支援事業 利用者数	家計相談 支援事業 利用者数	子どもの 学習支援 事業利用 者数	住宅確保給 付金支給決 定件数
2016年	10,314	2,209	1,559	1,204	177	9	286	1,882	445
2017年	10,820	2,929	2,046	1,315	321	5	566	1,866	444
2018年	11,836	3,111	2,303	1,390	101	4	466	1,885	300
2019年	12,474	3,258	2,243	1,396	135	70	1,002	2,087	341
比較 18～19 年度	638	147	-60	6	34	66	536	202	41
	105.39%	104.73%	97.39%	100.43%	133.66%	1750.00%	215.02%	110.72%	113.67%
比較 16～19 年度	2,160	1,049	684	192	-42	61	716	205	-104
	120.94%	147.5%	143.9%	115.9%	76.3%	777.8%	350.3%	110.9%	76.6%

3. 市町村別の点検のポイント～今後の懇談・要請にむけて～

(1) 生活保護世帯が「減少」した市町村

生活保護世帯数が増加傾向にある埼玉県の中で、「減少」した市町村については、理由や対応に問題や特徴があるのかを確認する必要があります。

適切な対応がされているか、不当な対応や引き締めが横行していないかを点検しましょう。

問題ある対応がある場合、事実や実態を示して是正を求めましょう。

2020年と2019年を比較すると、朝霞市で16世帯、八潮市で42世帯、坂戸市で14世帯、幸手市で39世帯が2ケタの減少があった市町村です。

保護世帯数が減少した市町村 (2019-20年度)

市町村	2018年度	2019年度	増減 18-19年度	市町村	2018年度	2019年度	増減 18-19年度
戸田市	1,859	1,852	-7	坂戸市	620	606	-14
朝霞市	1,459	1,443	-16	毛呂山町	570	562	-8
新座市	2,046	2,042	-4	小川町	274	269	-5
富士見市	1,268	1,262	-6	鳩山町	50	44	-6
三芳町	338	335	-3	日高市	419	412	-7
八潮市	1,014	972	-42	久喜市	1,321	1,316	-5
桶川市	566	557	-9	幸手市	449	410	-39
		0	白岡市	225	219	-6	
		0	神川町	113	107	-6	
		0	寄居町	383	376	-7	
		0	長瀬町	33	28	-5	
		0	小鹿野町	75	71	-4	

(2) 「辞退届によって廃止」した世帯が増えた市町村

辞退届によって廃止した世帯数が（著しく）増加した市町村には、理由や要因、対応に特徴があるのかを確認しましょう。適切な対応がされているか、不当な対応や辞退の強要がないかを点検しましょう。問題ある対応がある場合、事例や事実を示して是正を求めましょう。

松伏町が0世帯から34世帯に辞退が増加しています。

「辞退届によって廃止」した世帯が増えた市町村 (2018-19年度)

市町村	2018年 度	2019年 度	増減 18-19年度	市町村	2018年 度	2019年 度	増減 18-19年度
蕨市	4	6	2	加須市	15	19	4
朝霞市	8	12	4	羽生市	5	8	3
富士見市	4	7	3	久喜市	6	10	4
ふじみ野市	14	19	5	幸手市	14	15	1
春日部市	29	32	3	白岡市	2	4	2
松伏町	0	34	34	杉戸町	0	1	1
伊奈町	0	1	1	熊谷市	13	16	3
川越市	16	17	1	美里町	0	2	2
鶴ヶ島市	3	6	3				
毛呂山町	2	4	2				
嵐山町	0	3	3				
川島町	0	1	1				
東秩父村	0	1	1				
入間市	3	4	1				

(3) 適切な対応のためにもケースワーカー不足の改善を

市のケースワーカーの配置では、査察指導員数が2018年124人、2019年123人、2020年に125人となり、現業員数は2018年808人、2019年822人、2020年836人と全体として増えています。

監査で指摘された現業員不足数は、2018年80人、2019年79人、2020年69人と改善傾向

です。40市中で不足の指摘がないのは24市です。

現業員の不足は、一部の自治体が多数を占めていることが特徴です。川口市と川越市が突出しております、市の改善努力が求められます。

3人以上の不足が指摘された自治体 2019⇒2020年 カッコ内は2015年

川口市 23人⇒23人(22人)

蕨市 3人⇒3人(3人)

戸田市 6人⇒7人(6人)

春日部市 4人⇒4人(2人)

草加市 3人⇒3人(14人)

吉川市 ?人⇒3人(0人)

川越市 12人⇒11人(8人)

所沢市 2人⇒4人(2人)

令和2年度県国保特会予算の概要

1 目的

市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、市町村に対して国民健康保険保険給付費等交付金の交付等を行う。

2 予算総額 604,511,301千円

3 事業概要

(1) 保険給付費等交付金（普通交付金） 459,266,844千円

市町村に対し、療養の給付等に要する費用等について、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。

(2) 保険給付費等交付金（特別交付金） 9,824,180千円

市町村の医療費適正化等の取組を支援するため、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。

(3) その他 135,420,277千円

ア 後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金へ納付

92,187,195千円

イ 介護納付金を社会保険診療報酬支払基金へ納付

31,457,179千円

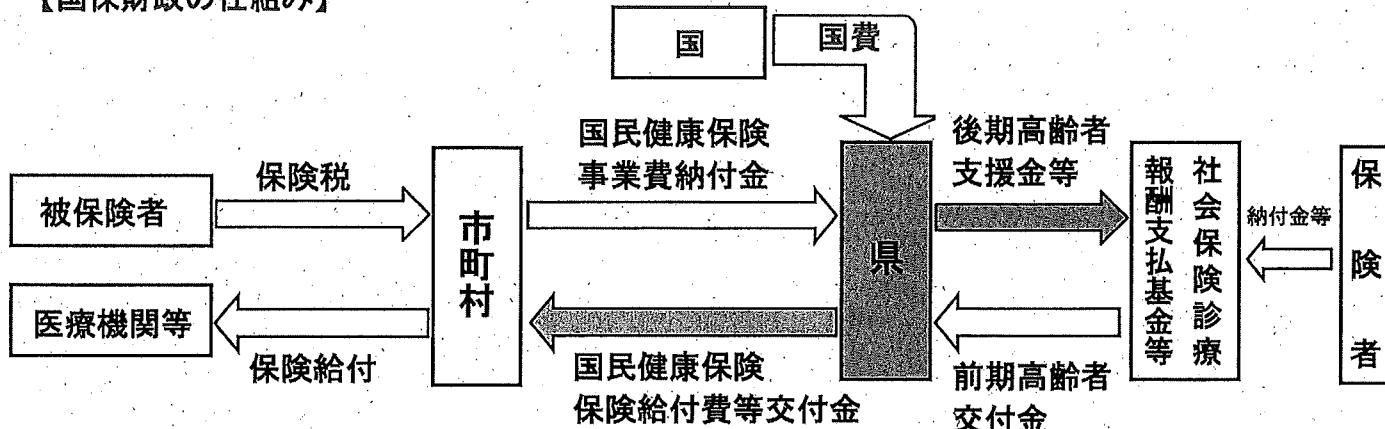
ウ 特別高額医療費共同事業拠出金を国民健康保険中央会へ納付等

11,775,903千円

(単位：千円)

予算額	歳入	歳出
604,511,301	国保事業費納付金 180,760,819 国費 170,075,205 県繰入金 38,513,278 前期高齢者交付金 199,102,626 その他 16,059,373	保険給付費等交付金 469,091,024 後期高齢者支援金等 92,187,195 介護納付金 31,457,179 その他 11,775,903

【国保財政の仕組み】



令和2年度国保事業費納付金の 本算定結果

令和元年度納付金

秋の試算

本算定

税率決定

59市町村で増

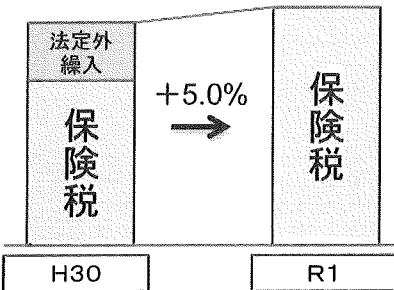
60市町村で増

① 税率改正
(15市町村)

1人当たり保険税必要額

103,620円

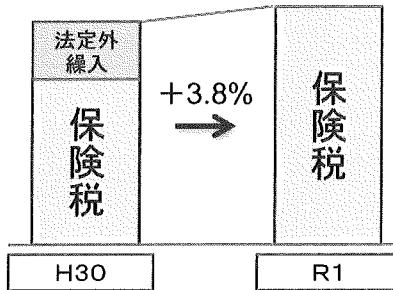
108,767円



1人当たり保険税必要額

103,620円

107,588円



法定外繰入削減等のため保険税率を改正(多くの場合引上げ)。

② 賦課方式の変更
(4市町村)

・4方式(28→24市町村)
(所得割・資産割・均等割・平等割)

・2方式(35→39市町村)
(所得割
・均等割)

③ 賦課限度額の引上げ
(57市町村)

・法定同額 19市町村

〔H30法定同額 33市町村
上記以外 11市町村〕

※参考:R1法定限度額 96万円

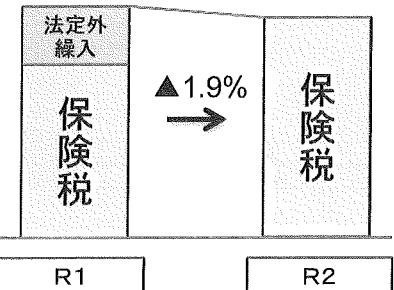
42市町村で減

49市町村で減

1人当たり保険税必要額

107,588円

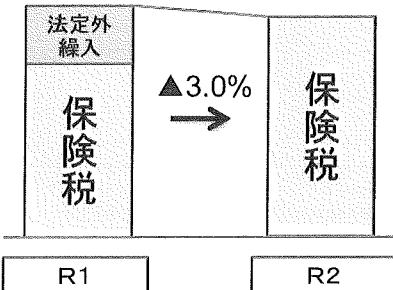
105,519円



1人当たり保険税必要額

107,588円

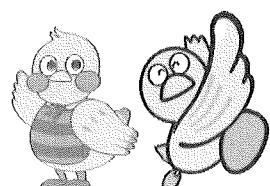
104,407円



※前期高齢者交付金額の増等による減少

※前期高齢者交付金額の増等による減少

令和2年4月～



令和2年度 国保事業費納付金の本算定結果

保険者番号	市町村名	令和元年度 納付金額 (A)	令和2年度 納付金額 (B)	増減額 B-A	前年度比 B/A
110015	川越市	9,499,753,367	8,823,028,594	▲ 676,724,773	92.88%
110023	熊谷市	4,997,796,774	4,749,947,190	▲ 247,849,584	95.04%
110031	川口市	17,397,436,731	15,953,015,201	▲ 1,444,421,530	91.70%
110064	行田市	2,181,943,294	2,083,130,633	▲ 98,812,661	95.47%
110072	秩父市	1,612,007,660	1,577,225,893	▲ 34,781,767	97.84%
110080	所沢市	9,394,997,298	8,779,532,342	▲ 615,464,956	93.45%
110098	飯能市	2,262,232,400	2,136,898,549	▲ 125,333,851	94.46%
110106	加須市	3,064,923,294	2,941,287,154	▲ 123,636,140	95.97%
110114	本庄市	2,140,615,775	2,034,635,007	▲ 105,980,768	95.05%
110122	東松山市	2,449,778,462	2,370,994,570	▲ 78,792,892	96.78%
110148	春日部市	6,273,559,842	5,787,822,362	▲ 485,737,480	92.26%
110155	狭山市	4,226,569,809	3,939,852,868	▲ 286,716,941	93.22%
110163	羽生市	1,335,457,856	1,265,329,150	▲ 70,128,706	94.75%
110171	鴻巣市	2,968,412,828	2,785,780,904	▲ 182,631,924	93.85%
110189	深谷市	4,001,479,385	3,792,780,424	▲ 208,698,961	94.78%
110197	上尾市	5,558,042,462	5,234,277,009	▲ 323,765,453	94.17%
110213	草加市	6,618,594,715	6,117,892,708	▲ 500,702,007	92.43%
110221	越谷市	9,230,454,745	8,371,802,625	▲ 858,652,120	90.70%
110239	蕨市	2,402,698,485	2,124,227,355	▲ 278,471,130	88.41%
110247	戸田市	3,810,278,818	3,444,784,200	▲ 365,494,618	90.41%
110254	入間市	4,138,282,720	3,754,448,071	▲ 383,834,649	90.72%
110270	朝霞市	3,559,771,094	3,134,156,877	▲ 425,614,217	88.04%
110288	志木市	2,111,371,655	1,912,549,278	▲ 198,822,377	90.58%
110296	和光市	2,020,476,498	1,946,981,270	▲ 73,495,228	96.36%
110304	新座市	4,441,970,094	4,141,639,066	▲ 300,331,028	93.24%
110312	桶川市	1,907,424,227	1,796,252,932	▲ 111,171,295	94.17%
110320	久喜市	4,005,618,048	3,837,646,276	▲ 167,971,772	95.81%
110338	北本市	1,599,943,451	1,535,355,838	▲ 64,587,613	95.96%
110346	八潮市	2,609,581,500	2,323,920,068	▲ 285,661,432	89.05%
110353	富士見市	2,948,494,184	2,693,432,408	▲ 255,061,776	91.35%
110361	ふじみ野市	2,810,530,041	2,579,369,601	▲ 231,160,440	91.78%
110379	三郷市	4,332,050,549	3,942,055,033	▲ 389,995,516	91.00%
110387	蓮田市	1,588,214,110	1,490,829,195	▲ 97,384,915	93.87%
110395	伊奈町	1,013,566,192	956,908,876	▲ 56,657,316	94.41%
110429	三芳町	1,111,101,887	973,002,782	▲ 138,099,105	87.57%
110437	坂戸市	2,656,381,922	2,367,228,665	▲ 289,153,257	89.11%
110445	毛呂山町	987,249,563	924,922,067	▲ 62,327,496	93.69%
110452	越生町	387,072,855	360,487,156	▲ 26,585,699	93.13%
110460	鶴ヶ島市	1,895,853,195	1,736,736,217	▲ 159,116,978	91.61%
110478	日高市	1,570,290,553	1,464,650,733	▲ 105,639,820	93.27%
110494	滑川町	428,023,626	399,839,456	▲ 28,184,170	93.42%
110502	嵐山町	492,073,032	464,748,016	▲ 27,325,016	94.45%
110510	小川町	787,874,575	757,440,886	▲ 40,433,689	94.93%
110528	ときがわ町	284,869,394	279,688,637	▲ 5,180,757	98.18%
110544	川島町	584,032,975	548,578,334	▲ 35,454,641	93.93%
110551	吉見町	538,027,950	527,958,800	▲ 10,069,150	98.13%
110569	鳩山町	451,909,591	420,963,031	▲ 30,946,560	93.15%
110577	横瀬町	205,098,057	200,533,238	▲ 4,562,819	97.78%
110585	皆野町	230,513,271	219,484,287	▲ 11,028,984	95.22%
110593	長瀧町	166,744,671	160,108,666	▲ 6,636,005	96.02%
110619	小鹿野町	352,199,308	317,383,078	▲ 34,816,230	90.11%
110650	東秩父村	79,871,766	75,099,560	▲ 4,772,206	94.03%
110668	美里町	301,198,250	281,729,363	▲ 19,468,887	93.54%
110684	神川町	335,892,196	341,900,412	6,008,216	101.79%
110700	上里町	783,698,110	749,295,326	▲ 34,402,784	95.61%
110783	寄居町	897,370,202	863,446,687	▲ 33,923,515	96.22%
110841	宮代町	949,414,653	855,064,081	▲ 94,350,572	90.06%
110858	白岡市	1,258,940,810	1,140,657,413	▲ 118,283,397	90.60%
110890	幸手市	1,427,973,277	1,358,333,179	▲ 69,640,098	95.12%
110908	杉戸町	1,258,742,350	1,157,531,457	▲ 101,210,893	91.96%
110916	松伏町	896,820,512	822,607,701	▲ 74,212,811	91.72%
110924	吉川市	1,980,106,063	1,859,726,407	▲ 120,379,656	93.92%
114009	さいたま市	31,313,214,849	28,771,882,908	▲ 2,541,331,941	91.88%
県合計		195,136,894,826	180,760,818,070	▲ 14,376,076,756	92.63%

*納付金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計(退職被保険者等分を含む)。

*医療費指数反映係数: $\alpha = 1$ で計算。

*所得係数は以下の値で計算。

令和2年度: $\beta = \text{医療分 } 1.1150637472521, \text{ 支援金分 } 1.1091974571172, \text{ 介護分 } 1.1050088118617$

令和元年度: $\beta = \text{医療分 } 1.1235638596947, \text{ 支援金分 } 1.1168986694319, \text{ 介護分 } 1.1188109493340$

*診療報酬改定率は以下の値で計算。

令和2年度: 0.9954、令和元年度: 0.999708

埼玉県国民健康保険運営推進会議 ワーキンググループ構成団体一覧

2018年度～2020年度(2021年3月)まで

作成／埼玉社保協

保健 医療 圏		財政運営	事務処理	保健事業	不参加
南部	1 川口市	○			
	2 蕨市				●
	3 戸田市		○		
南西部	4 朝霞市				●
	5 志木市				●
	6 和光市			○	
	7 新座市	○			
	8 富士見市			○	
	9 ふじみ野市				●
	10 三芳町				●
東部	11 春日部市				●
	12 草加市		○		
	13 越谷市	○			
	14 八潮市				●
	15 三郷市				●
	16 吉川市			○	
	17 松伏町	○			
さいたま	18 さいたま市	○	○	○	
県央	19 鴻巣市	○			
	20 上尾市			○	
	21 桶川市	○			
	22 北本市				●
	23 伊奈町		○		
川越比企	24 川越市	○			
	25 東松山市				●
	26 坂戸市				●
	27 鶴ヶ島市				●
	28 毛呂山町	○			
	29 越生町				●
	30 滑川町				●
	31 嵐山町				●
	32 小川町				●
	33 川島町		○		
	34 吉見町				●
	35 鳩山町				●
	36 ときがわ町				●
	37 東秩父村				●
西部	38 所沢市		○		
	39 飯能市	○			
	40 狹山市			○	
	41 入間市	○			
	42 日高市				●
利根	43 行田市				●
	44 加須市			○	
	45 羽生市	○			
	46 久喜市		○		
	47 蓼田市				●
	48 幸手市				●
	49 宮代町				●
	50 白岡市	○			
	51 杉戸町				●
	52 熊谷市	○			
北部	53 本庄市	○	○		
	54 深谷市	○			
	55 美里町				●
	56 神川町				●
	57 上里町				●
	58 寄居町	○			
	59 秩父市			○	
秩父	60 横瀬町			○	
	61 皆野町				●
	62 長瀬町		○		
	63 小鹿野町				●
	埼玉県国民健康保険団体連合会	○	○	○	
	埼玉県	○	○	○	
		19	11	11	31

		2020年キャラバン資料より		埼玉県国保医療課の提供資料による				2020年6月19日	
作成・埼玉社保協		法定額繰入		2018年(平成30)決算 目的別法定外繰入額					
キャラ バン順	二次医 療圏	2018年度決算額	1世帯当額	決算補填等目的	割合(%)	以外の目的	割合(%)	計	
1	南部	川口市	1,026,221,000	11,198	1,025,535,106	99.9%	685,894	0.1%	1,026,221,000
2		蕨市	473,969,953	36,482	442,881,465	93.4%	31,088,488	6.6%	473,969,953
3		戸田市	259,548,000	14,919	259,548,000	100.0%	0	0.0%	259,548,000
4		朝霞市	340,000,000	19,233	340,000,000	100.0%	0	0.0%	340,000,000
5		志木市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
6		和光市	250,000,000	24,395	250,000,000	100.0%	0	0.0%	250,000,000
7		新座市	800,000,000	33,092	656,216,129	82.0%	143,783,871	18.0%	800,000,000
8		富士見市	550,000,000	35,969	334,355,212	60.8%	215,644,788	39.2%	550,000,000
9		ふじみ野市	363,910,000	23,815	349,973,000	96.2%	13,937,000	3.8%	363,910,000
10		三芳町	10,463,161	18,108	90,510,901	90.1%	9,952,260	9.9%	100,463,161
11	東部	春日部市	415,324,000	11,424	415,324,000	100.0%	0	0.0%	415,324,000
12		草加市	234,782,000	6,430	50,681,258	21.6%	184,100,742	78.4%	234,782,000
13		越谷市	1,390,000,000	28,626	1,024,734,000	73.7%	365,266,000	26.3%	1,390,000,000
14		八潮市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
15		三郷市	541,050,061	24,261	501,428,644	92.7%	39,621,417	7.3%	541,050,061
16		吉川市	206,510,000	21,161	191,236,000	92.6%	15,274,000	7.4%	206,510,000
17		松伏町	70,000,000	16,155	70,000,000	100.0%	0	0.0%	70,000,000
18	県央	さいたま市	513,298,135	3,119	0	0.0%	513,298,135	100.0%	513,298,135
19		鴻巣市	150,000,000	8,777	0	0.0%	150,000,000	100.0%	150,000,000
20		上尾市	593,167,000	18,822	546,858,112	92.2%	46,308,888	7.8%	593,167,000
21		桶川市	101,000	10	101,000	100.0%	0	0.0%	101,000
22		北本市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
23		伊奈町	3,185,000	568	1,760,000	55.3%	1,425,000	44.7%	3,185,000
24	川越比企	川越市	1,654,686,412	31,748	1,489,642,468	90.0%	165,043,944	10.0%	1,654,686,412
25		東松山市	100,000,000	7,176	0	0.0%	100,000,000	100.0%	100,000,000
26		坂戸市	200,000,000	12,033	162,553,100	81.3%	37,446,900	18.7%	200,000,000
27		鶴ヶ島市	131,000,000	12,211	114,505,968	87.4%	16,494,032	12.6%	131,000,000
28		毛呂山町	10,000,000	1,776	0	0.0%	10,000,000	100.0%	10,000,000
29		越生町	13,611,307	6,516	0	0.0%	13,611,307	100.0%	13,611,307
30		滑川町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
31		嵐山町	9,644,000	2,237	0	0.0%	19,313,000	100.0%	19,313,000
32		小川町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
33		川島町	10,000,000	3,140	0	0.0%	10,000,000	100.0%	10,000,000
34		吉見町	0	0	0	0.0%	8,900,000	100.0%	8,900,000
35		鳩山町	0	0	0	0.0%	6,595,000	100.0%	6,595,000
36		ときがわ町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
37		東秩父村	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
38	西部	所沢市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
39		飯能市	206,000,000	16,570	0	0.0%	206,000,000	100.0%	206,000,000
40		狭山市	517,287,296	22,175	427,195,202	82.6%	90,092,094	17.4%	517,287,296
41		入間市	409,846,613	18,181	26,309,163	6.4%	383,537,450	93.6%	409,846,613
42		日高市	140,000,000	15,552	119,863,579	85.6%	20,136,421	14.4%	140,000,000
43	利根	行田市	174,922,828	13,779	174,922,828	100.0%	0	0.0%	174,922,828
44		加須市	633,484,000	22,287	633,484,000	100.0%	0	0.0%	633,484,000
45		羽生市	29,220,501	2,131	0	0.0%	29,220,501	100.0%	29,220,501
46		久喜市	83,315,000	3,622	0	0.0%	83,315,000	100.0%	83,315,000
47		蓮田市	110,000,000	12,692	110,000,000	100.0%	0	0.0%	110,000,000
48		幸手市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
49		宮代町	150,000,000	28,307	146,813,191	97.9%	3,186,809	2.1%	150,000,000
50		白岡市	97,700,427	14,909	0	0.0%	123,590,975	100.0%	123,590,975
51		杉戸町	59,237,000	8,117	0	0.0%	59,237,000	100.0%	59,237,000
52	北部	熊谷市	768,119,743	25,750	747,980,263	97.4%	20,139,480	2.6%	768,119,743
53		本庄市	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
54		深谷市	155,097,818	7,349	155,097,818	100.0%	0	0.0%	155,097,818
55		美里町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
56		神川町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
57		上里町	88,981,000	19,297	64,442,634	72.4%	24,538,366	27.6%	88,981,000
58		寄居町	100,000,000	18,112	76,430,685	76.4%	23,569,315	23.6%	100,000,000
59	秩父	秩父市	180,000,000	19,133	117,069,512	65.0%	62,930,488	35.0%	180,000,000
60		横瀬町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
61		皆野町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
62		長瀬町	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
63		小鹿野町	40,000,000	19,426	40,000,000	100.0%	0	0.0%	40,000,000
		合計/平均	14,263,683,255	11,441	11,157,453,238	77.5%	3,247,284,565	22.5%	14,404,737,803

111億5745万3238円

32億4728万4565円

144億473万7803円

埼玉県内 2020年度国保税率改定 前年比較 埼玉社保協調べ2020年5月20日

前年比較	(%)所得割	(%)資産割	(円)均等割	(円)平等割	(万円)基礎限改額	(%)所得割	(円)均等割	(万円)基礎限改額	(%)所得割	(円)均等割	(万円)基礎限改額
1 川口市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
2 蕨市	0.00	(5)	7,000	-6,000	3	0.30	6,000	0	0.10	2,000	0
3 戸田市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
4 朝霞市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
5 志木市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
6 和光市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
7 新座市	(0.36)	(5)	4,000	-2,000	4	0.00	0	0	0.00	0	2
8 富士見市	0.51	(11)	6,500	-6,000	3	0.00	1,000	0	0.20	1,000	0
9 ふじみ野市	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
10 三芳町	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
11 春日部市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
12 草加市	(0.40)	0	3,200	0	3	0.50	1,800	0	0.30	3,400	0
13 越谷市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
14 八潮市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
15 三郷市	(6.83)	0	0	0	4	-1.88	0	2	-1.58	0	3
16 吉川市	0.00	0	0	0	7	0.00	0	0	0.00	0	0
17 松伏町	0.00	0	0	0	9	0.00	0	2	0.00	0	0
18 さいたま市	0.00	0	0	0	3	0.10	600	0	0.03	200	0
19 鴻巣市	0.00	0	0	0	5	0.00	0	0	0.00	0	1
20 上尾市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
21 桶川市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
22 北本市	1.00	(14)	4,500	-5,000	7	0.40	200	0	0.20	-300	0
23 伊奈町	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
24 川越市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
25 東松山市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
26 坂戸市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
27 鶴ヶ島市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
28 毛呂山町	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
29 越生町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
30 滑川町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
31 嵐山町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
32 小川町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
33 川島町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
34 吉見町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
35 鳩山町	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
36 ときがわ町	(0.80)	0	-2,000	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
37 東秩父村	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
38 所沢市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
39 飯能市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
40 狹山市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	2	0.00	0	0
41 入間市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
42 日高市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
43 行田市	1.10	(32)	13,000	-17,000	3	0.00	0	0	0.20	3,000	0
44 加須市	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	0
45 羽生市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
46 久喜市	0.00	0	0	0	6	0.00	0	2	0.00	0	0
47 蓼田市	(0.35)	0	-1,000	0	3	-0.45	0	0	0.00	0	0
48 幸手市	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
49 宮代町	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
50 白岡市	0.00	0	0	0	2	-2.27	0	0	0.00	0	0
51 杉戸町	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
52 熊谷市	0.10	0	0	0	3	0.10	1,200	0	0.00	0	0
53 本庄市	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
54 深谷市	0.00	0	0	0	3	0.00	0	0	0.00	0	0
55 美里町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	3
56 神川町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	-800	1
57 上里町	0.00	(13)	6,000	-1,000	2	0.10	1,000	0	0.10	900	1
58 寄居町	1.65	(10)	11,000	-7,000	2	0.25	3,500	0	1.00	5,000	1
59 秩父市	0.00	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
60 横瀬町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
61 皆野町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
62 長瀬町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
63 小鹿野町	0.00	0	0	0	2	0.00	0	0	0.00	0	1
平均	(0.07)	(13)	829	-6,540	3	-0.05	243	0	0.01	229	0

埼玉県内 2020年度モデル世帯国保税額 前年比較

埼玉社保協調べ2020年5月20日

前年 との 比較	1人世帯(63才)				2人世帯(夫・妻63才)				4人世帯 (夫・妻45才、高校生と中学生)			
	所得100万円		所得200万円		所得100万円		所得200万円		所得200万円		所得300万円	
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率
1 川口市	0		0		0		0		0		0	
2 蕨市	11,700		15,700		21,900		30,700		46,700		60,700	
3 戸田市	0		0		0		0		0		0	
4 朝霞市	0		0		0		0		0		0	
5 志木市	0		0		0		0		0		0	
6 和光市	0		0		0		0		0		0	
7 新座市	-400		-4,000		19,000		0		8,000		4,400	
8 富士見市	7,300		14,400		13,500		22,900		32,600		45,000	
9 ふじみ野市	0		0		30,000		0		0		0	
10 三芳町	0		4,500		0		0		0		0	
11 春日部市	0		0		0		0		0		0	
12 草加市	11,200		15,200		16,200		23,600		28,200		37,600	
13 越谷市	0		0		0		0		0		0	
14 八潮市	0		0		0		0		0		0	
15 三郷市	0		0		0		0		0		0	
16 吉川市	0		0		0		0		0		0	
17 松伏町	0		0		0		0		0		0	
18 さいたま市	1,700		3,000		2,100		3,800		4,400		6,300	
19 鴻巣市	0		0		0		0		0		0	
20 上尾市	0		0		0		0		0		0	
21 桶川市	0		0		0		0		0		0	
22 北本市	4,650		20,650		8,290		25,050		12,920		50,450	
23 伊奈町	0		0		0		0		0		0	
24 川越市	0		0		0		0		0		0	
25 東松山市	0		0		0		0		0		0	
26 坂戸市	0		0		0		0		0		0	
27 鶴ヶ島市	0		0		14,800		0		25,600		0	
28 毛呂山町	0		0		0		0		0		0	
29 越生町	0		0		0		0		17,600		116,000	
30 滑川町	0		0		0		0		0		0	
31 嵐山町	0		0		0		0		0		0	
32 小川町	0		0		-100		0		0		0	
33 川島町	0		0		0		0		0		0	
34 吉見町	0		0		0		0		0		0	
35 鳩山町	0		0		0		0		0		0	
36 ときがわ町	-7,300		-70,300		-8,500		-17,300		-19,700		-29,300	
37 東秩父村	0		0		0		0		0		0	
38 所沢市	0		0		0		0		0		0	
39 飯能市	0		0		0		0		0		0	
40 狹山市	0		0		0		0		0		0	
41 入間市	0		0		-24,900		0		-41,700		0	
42 日高市	0		0		0		0		0		0	
43 行田市	7,800		20,800		20,800		36,800		54,600		75,800	
44 加須市	0		0		0		0		0		0	
45 羽生市	0		0		0		0		0		0	
46 久喜市	0		0		0		0		0		0	
47 蓼田市	-6,300		-14,300		10,400		-15,300		13,600		-25,300	
48 幸手市	0		0		0		0		0		0	
49 宮代町	0		0		0		0		0		0	
50 白岡市	0		0		0		0		0		0	
51 杉戸町	0		0		0		0		0		0	
52 熊谷市	2,500		4,500		3,300		5,700		7,200		10,100	
53 本庄市	0		0		0		0		0		0	
54 深谷市	0		0		0		0		0		0	
55 美里町	0		0		0		0		0		0	
56 神川町	0		0		0		0		0		0	
57 上里町	8,300		10,300		13,200		18,200		26,400		34,200	
58 寄居町	31,900		60,900		45,000		80,400		97,200		138,400	
59 秩父市	0		0		0		0		0		0	
60 横瀬町	0		0		0		0		-21,600		0	
61 皆野町	0		0		0		0		0		0	
62 長瀬町	0		0		0		0		0		0	
63 小鹿野町	160		160		160		160		-11,340		-14,240	

	2019年度	①国保加入世帯数	③被保険者数	保険給付費(千円) 2019年度予算額	1世帯当たり医療費(千円)	順位	被保険者1人当たり医療費(千円)	順位
29	越生町	2,156	3,405	861,411	399.5	1	253.0	1
2	蕨市	12,660	18,793	5,079,388	401.2	2	270.3	4
1	川口市	90,026	138,755	36,821,755	409.0	3	265.4	3
4	朝霞市	17,361	25,859	7,141,313	411.3	4	276.2	8
6	和光市	10,066	14,892	4,157,214	413.0	5	279.2	10
3	戸田市	17,758	27,129	7,449,294	419.5	6	274.6	6
7	新座市	23,690	36,474	10,060,083	424.7	7	275.8	7
38	所沢市	49,480	76,534	21,246,696	429.4	8	277.6	9
57	上里町	4,525	7,593	1,948,162	430.5	9	256.6	2
8	富士見市	15,289	23,655	6,706,130	438.6	10	283.5	12
9	ふじみ野市	14,988	22,896	6,599,639	440.3	11	288.2	15
27	鶴ヶ島市	10,703	16,873	4,756,057	444.4	12	281.9	11
18	さいたま市	160,514	243,572	71,874,228	447.8	13	295.1	19
26	坂戸市	16,242	24,726	7,320,528	450.7	14	296.1	20
12	草加市	35,740	55,009	16,119,865	451.0	15	293.0	18
63	小鹿野町	1,971	3,321	899,305	456.3	16	270.8	5
15	三郷市	21,459	34,422	9,899,969	461.3	17	287.6	14
14	八潮市	12,689	20,229	5,883,240	463.6	18	290.8	16
13	越谷市	47,427	73,951	22,109,080	466.2	19	299.0	25
61	皆野町	1,553	2,558	731,120	470.8	20	285.8	13
11	春日部市	36,356	56,792	17,145,166	471.6	21	301.9	28
24	川越市	51,048	79,168	24,159,439	473.3	22	305.2	31
5	志木市	10,362	16,033	4,910,247	473.9	23	306.3	33
22	北本市	9,933	15,657	4,751,942	478.4	24	303.5	29
59	秩父市	9,522	15,627	4,572,062	480.2	25	292.6	17
10	三芳町	5,401	8,762	2,602,607	481.9	26	297.0	21
42	日高市	8,841	14,393	4,281,357	484.3	27	297.5	23
30	滑川町	2,330	3,770	1,130,779	485.3	28	299.9	26
25	東松山市	13,741	21,643	6,686,004	486.6	29	308.9	36
41	入間市	21,979	35,266	10,756,677	489.4	30	305.0	30
52	熊谷市	28,995	46,265	14,215,740	490.3	31	307.3	34
46	久喜市	22,434	35,741	11,007,694	490.7	32	308.0	35
53	本庄市	11,521	19,033	5,663,894	491.6	33	297.6	24
40	狭山市	22,758	36,029	11,222,890	493.1	34	311.5	37
60	横瀬町	1,252	2,079	617,620	493.3	35	297.1	22
34	吉見町	2,995	4,959	1,494,597	499.0	36	301.4	27
39	飯能市	12,744	20,556	6,429,159	504.5	37	312.8	38
21	桶川市	10,521	16,731	5,377,744	511.1	38	321.4	45
20	上尾市	30,719	48,079	15,717,399	511.7	39	326.9	48
54	深谷市	21,104	35,359	10,798,056	511.7	40	305.4	32
43	行田市	12,459	20,355	6,391,967	513.0	41	314.0	40
50	白岡市	6,608	10,614	3,392,610	513.4	42	319.6	43
49	宮代町	5,299	8,305	2,721,140	513.5	43	327.7	49
16	吉川市	9,503	15,580	4,886,682	514.2	44	313.7	39
19	鴻巣市	16,687	26,981	8,613,422	516.2	45	319.2	42
45	羽生市	8,104	13,206	4,248,207	524.2	46	321.7	46
23	伊奈町	5,477	8,886	2,900,540	529.6	47	326.4	47
58	寄居町	5,370	8,705	2,863,564	533.3	48	329.0	50
56	神川町	2,100	3,521	1,127,866	537.1	49	320.3	44
51	杉戸町	6,979	11,347	3,781,528	541.8	50	333.3	54
44	加須市	16,978	28,001	9,270,971	546.1	51	331.1	52
62	長瀬町	1,148	1,992	627,259	546.4	52	314.9	41
35	鳩山町	2,647	4,257	1,453,188	549.0	53	341.4	55
17	松伏町	4,374	7,293	2,408,466	550.6	54	330.2	51
33	川島町	3,184	5,286	1,759,837	552.7	55	332.9	53
48	幸手市	8,474	13,357	4,688,449	553.3	56	351.0	56
47	蓮田市	8,668	13,566	4,875,247	562.4	57	359.4	59
28	毛呂山町	5,630	8,858	3,327,578	591.0	58	375.7	62
32	小川町	4,975	7,929	2,950,448	593.1	59	372.1	61
37	東秩父村	543	903	323,991	596.7	60	358.8	58
36	ときがわ町	1,979	3,235	1,189,523	601.1	61	367.7	60
55	美里町	1,641	2,824	1,001,995	610.6	62	354.8	57
31	嵐山町	2,689	4,311	1,752,691	651.8	63	406.6	63

嵐山町 651.8
越生町 399.5嵐山町 406.6
越生町 253.0

令和2年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和2年3月分～ 適用
・介護保険料率:令和2年3月分～ 適用

・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(埼玉県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			9.81%	11.60%	18.300%※			
等級	月額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上 円未満						
1	58,000	~ 63,000	5,689.8	2,844.9	6,728.0	3,364.0		
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,670.8	3,335.4	7,888.0	3,944.0		
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,651.8	3,825.9	9,048.0	4,524.0		
4(1)	88,000	83,000 ~ 93,000	8,632.8	4,316.4	10,208.0	5,104.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ~ 101,000	9,613.8	4,806.9	11,368.0	5,684.0	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	10,202.4	5,101.2	12,064.0	6,032.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	10,791.0	5,395.5	12,760.0	6,380.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ~ 122,000	11,575.8	5,787.9	13,688.0	6,844.0	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ~ 130,000	12,360.6	6,180.3	14,616.0	7,308.0	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ~ 138,000	13,145.4	6,572.7	15,544.0	7,772.0	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	13,930.2	6,965.1	16,472.0	8,236.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ~ 155,000	14,715.0	7,357.5	17,400.0	8,700.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	15,696.0	7,848.0	18,560.0	9,280.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	16,677.0	8,338.5	19,720.0	9,860.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	17,658.0	8,829.0	20,880.0	10,440.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	18,639.0	9,319.5	22,040.0	11,020.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	19,620.0	9,810.0	23,200.0	11,600.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ~ 230,000	21,582.0	10,791.0	25,520.0	12,760.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	23,544.0	11,772.0	27,840.0	13,920.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	25,506.0	12,753.0	30,160.0	15,080.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ~ 290,000	27,468.0	13,734.0	32,480.0	16,240.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 ~ 310,000	29,430.0	14,715.0	34,800.0	17,400.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 ~ 330,000	31,392.0	15,696.0	37,120.0	18,560.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 ~ 350,000	33,354.0	16,677.0	39,440.0	19,720.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 ~ 370,000	35,316.0	17,658.0	41,760.0	20,880.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 ~ 395,000	37,278.0	18,639.0	44,080.0	22,040.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 ~ 425,000	40,221.0	20,110.5	47,560.0	23,780.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 ~ 455,000	43,164.0	21,582.0	51,040.0	25,520.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 ~ 485,000	46,107.0	23,053.5	54,520.0	27,260.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ~ 515,000	49,050.0	24,525.0	58,000.0	29,000.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ~ 545,000	51,993.0	25,996.5	61,480.0	30,740.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ~ 575,000	54,936.0	27,468.0	64,960.0	32,480.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 ~ 605,000	57,879.0	28,939.5	68,440.0	34,220.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 ~ 635,000	60,822.0	30,411.0	71,920.0	35,960.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	635,000 ~ 665,000	63,765.0	31,882.5	75,400.0	37,700.0		
36	680,000	665,000 ~ 695,000	66,708.0	33,354.0	78,880.0	39,440.0		
37	710,000	695,000 ~ 730,000	69,651.0	34,825.5	82,360.0	41,180.0		
38	750,000	730,000 ~ 770,000	73,575.0	36,787.5	87,000.0	43,500.0		
39	790,000	770,000 ~ 810,000	77,499.0	38,749.5	91,640.0	45,820.0		
40	830,000	810,000 ~ 855,000	81,423.0	40,711.5	96,280.0	48,140.0		
41	880,000	855,000 ~ 905,000	86,328.0	43,164.0	102,080.0	51,040.0		
42	930,000	905,000 ~ 955,000	91,233.0	45,616.5	107,880.0	53,940.0		
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	96,138.0	48,069.0	113,680.0	56,840.0		
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	101,043.0	50,521.5	119,480.0	59,740.0		
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	106,929.0	53,464.5	126,440.0	63,220.0		
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	112,815.0	56,407.5	133,400.0	66,700.0		
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	118,701.0	59,350.5	140,360.0	70,180.0		
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	124,587.0	62,293.5	147,320.0	73,660.0		
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	130,473.0	65,236.5	154,280.0	77,140.0		
50	1,390,000	1,355,000 ~	136,359.0	68,179.5	161,240.0	80,620.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。

○納入告知書の保険料額

- 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

- 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

- 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

第1節 医療圏の設定

医療法第30条の4第2項は、医療計画に定めるべき事項を掲げています。その一つとして、同項第12号は、主として病院及び診療所の病床の整備の単位となる区域の設定を掲げています。

また、同項第13号は、第12号で定めた区域を複数併せた、より広域的な区域の設定も掲げています。これは、特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床の整備の単位となる区域とされています。

本県では、第1次の医療計画で、一次、二次、三次の保健医療圏を設定し、以来、この医療圏ごとに病床等をはじめとする保健医療サービス提供体制の整備を図ってきました。

この計画においては、二次保健医療圏を医療法第30条の4第2項第12号の区域、三次保健医療圏を同項第13号の区域として設定します。

1 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、県民が医師等に最初に接し、診療や保健指導を受ける圏域です。日常生活に密着した保健医療サービスが提供され、完結するよう、おおむね市町村の区域としています。

高齢者の医療の確保に関する法律で、県民に対する特定健診・保健指導は、保険者の役割として明確化されています。市町村は国民健康保険の保険者であることから、一次保健医療圏は特定健診・保健指導の基礎的な区域にもなっています。

2 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、病院における入院医療の提供体制を整備することが相当と認められる地域の単位です。

本県では、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」において設定された10の地域区分を二次保健医療圏としています。

また、保健医療サービスの一層の充実を図るため、人口や面積の大きい二次保健医療圏に副次圏を設定しています。

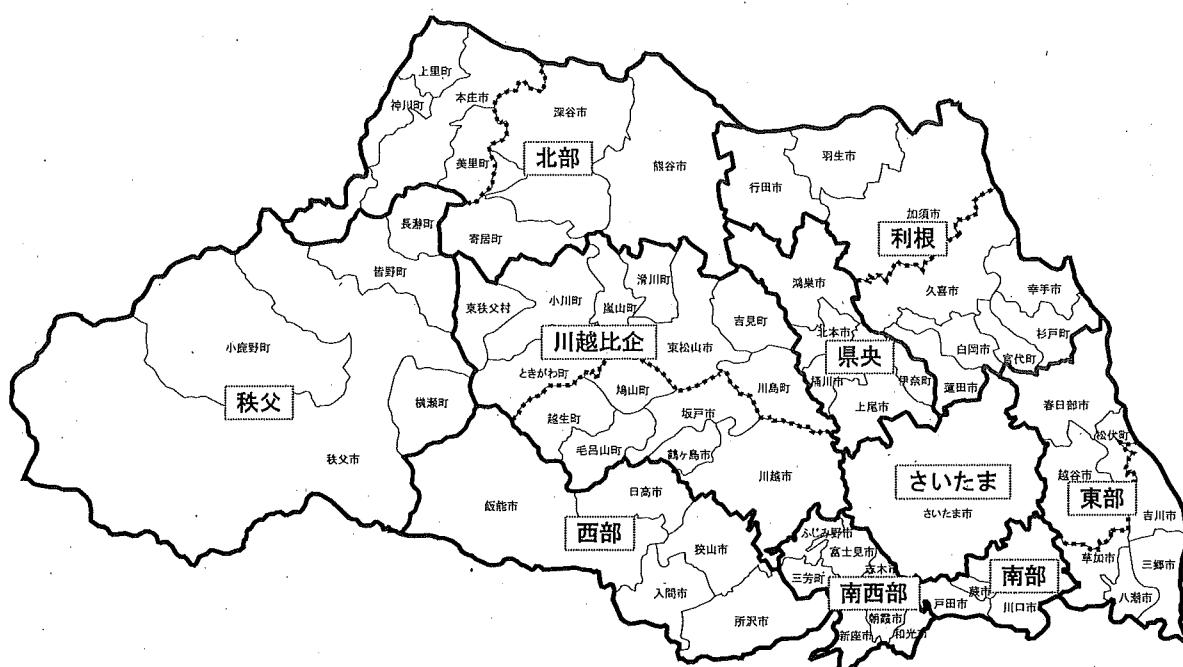
二次保健医療圏の区域は次のとおりです。

【図表 1-3-1-1 二次保健医療圏】

二次保健医療圏	圏域内市町村	(参考) 圏域内保健所
南部保健医療圏	川口市・蕨市・戸田市	南部保健所 川口市保健所 (平成30年4月予定)

南西部保健医療圏		朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町	朝霞保健所
東部保健医療圏			
副次圏	東部(北)保健医療圏	春日部市・越谷市・松伏町	春日部保健所 越谷市保健所
	東部(南)保健医療圏	草加市・八潮市・三郷市・吉川市	草加保健所
さいたま保健医療圏		さいたま市	さいたま市保健所
県央保健医療圏		鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町	鴻巣保健所
川越比企保健医療圏			
副次圏	川越比企(北)保健医療圏	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村	東松山保健所
	川越比企(南)保健医療圏	川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町	坂戸保健所 川越市保健所
西部保健医療圏		所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市	狭山保健所
利根保健医療圏			
副次圏	利根(北)保健医療圏	行田市・加須市・羽生市	加須保健所
	利根(南)保健医療圏	久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	幸手保健所
北部保健医療圏			
副次圏	北部(東)保健医療圏	熊谷市・深谷市・寄居町	熊谷保健所
	北部(西)保健医療圏	本庄市・美里町・神川町・上里町	本庄保健所
秩父保健医療圏		秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町	秩父保健所

【図表 1-3-1-2 二次保健医療圏】



介護保険の財源構成と規模

(30年度予算 介護給付費：10.3兆円)
総費用ベース：11.1兆円

保険料 50%

平成27年度から保険料の低所得者軽減強化に別枠公費負担の充當を行い、この部分が公費(国・都道府県・市町村)となる

第1号保険料
[65歳以上]

23% (2.4兆円)

・第1号・第2号保険料の割合(は、
介護保険事業計画期間(3年)
ごとに、人口で按分

第2号保険料
[40~64歳]
27% (2.8兆円)

公 費 50%

国庫負担金【調整交付金】
5% (0.5兆円)

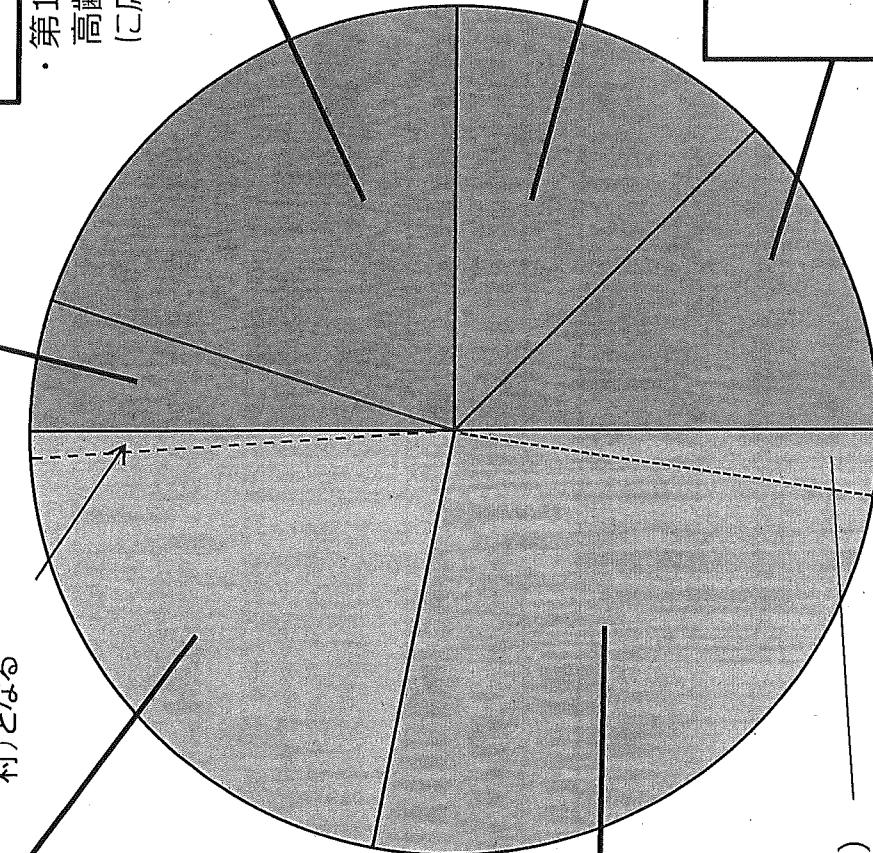
・第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合、所得段階別の割合等に応じて調整交付

国庫負担金【定率分】
20% (1.9兆円)

・施設の給付費の負担割合
国庫負担金(定率分) 15%
都道府県負担金 17.5%

都道府県負担金
12.5% (1.4兆円)

市町村負担金
12.5% (1.3兆円)



・第2号保険料の公費負担 (0.4兆円)
協会けんぽ(国：0.1兆円 16.4%)
国保(国：0.3兆円 都道府県：0.1兆円)
※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金

令和2年度所要額（令和元年度予算額）：400億円（200億円）

400億円の内訳

・保険者機能強化推進交付金：200億円
・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
※介護保険保険者努力支援交付金については、財源を介護予防・健康づくりに有効に活用するための枠組みについて検討中。

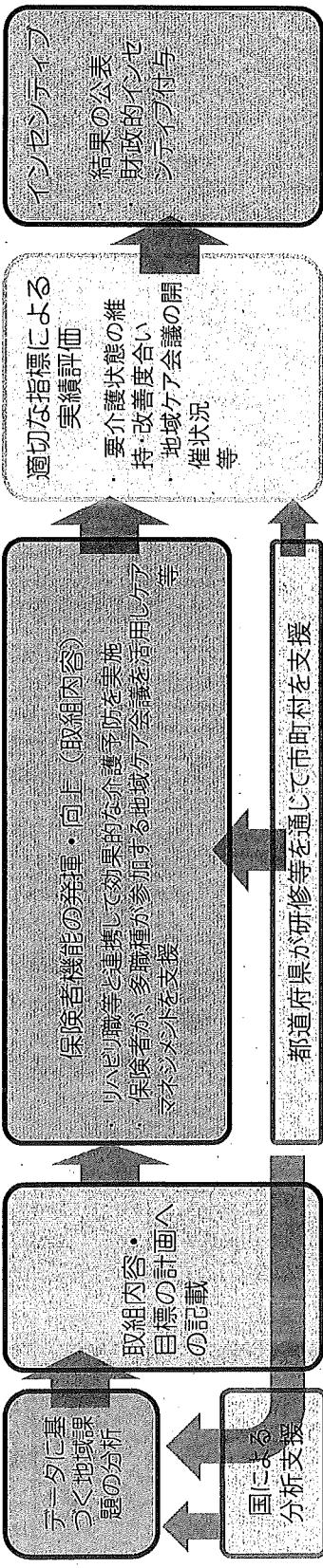
＜市町村分＞

- | | |
|--------|---|
| 1 配分 | 保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、
介護保険特別会計に充当。 |
| 2 交付対象 | 市町村 |
| 3 活用方法 | 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。 |
- なお、交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めしていくことが重要。

＜都道府県分＞

- | | |
|--------|--|
| 1 配分 | 保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
都道府県 |
| 2 交付対象 | 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。 |
| 3 活用方法 | |

＜参考＞平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



事務連絡
令和2年5月29日

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、介護予防の取組を推進する観点から、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について」（令和2年3月19日厚生労働省老健局振興課ほか連名事務連絡）等において、自治体の取組例や高齢者が居宅で健康を維持するための留意事項等について周知したところです。

また、在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等について、「在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施について」（令和2年4月7日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）において、具体的な実施方法や財政支援についてお示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について、自治体から提供いただいた内容（検討中を含む。）等を踏まえ、下記のとおり整理しましたので、改めてこれらの取組の意義をご理解いただきつつ、本内容もご参考の上、積極的に取組を進めさせていただきます。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村等に対し、広く周知いただきますようお願いします。

- の機能が低下することが懸念されます。感染のリスクには十分に留意しつつ、
も、健康の維持に向けた取組が重要となります。
このため、例えば、転倒等の予防に向けて、日頃からの運動も大切です。人
混みを避け、少人数で散歩すること、家の中や庭等で体操を行うこと、家事や
農作業で身体を動かすこと等が考えられます。
また、低栄養を予防し、免疫力を低下させないため、3食欠かさずバランス
よく食べて、規則正しい生活を心がけることも重要となります。
さらに、孤立することを防ぎ、心身の健康を保つためには、家族や友人、
近隣住民等との交流や助け合いが大切です。電話等による見守りをはじめ、
介護・福祉の関係機関、民生委員、ボランティア等と協力した支援など、地域
や人々のつながりを再構築しつつ、地域ぐるみで取組を進めていくことが必
要となります。

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する取組例
地域の通いの場等の再起動・つなぎ直しに向けて、新型コロナウイルス感染
症の感染拡大防止に配慮しながら、介護予防・見守り等の必要な取組を進めて
いくためには、まずは地域の高齢者の生活実態を把握することが重要となり
ます。生活機能が低下している「何らかの支援を必要としている高齢者」の把握
を通じて、必要な支援策を検討していくことが重要となります。
こうした高齢者の生活実態の把握を行いつつ、新型コロナウイルス感染症
の感染拡大防止に配慮した取組例について、自治体から提供いただいた内容
(検討中を含む。) 等を踏まえ、別添のとおり整理しています。
については、本内容も参考としていただきながら、積極的に介護予防・見守り
等に向け取り組んでいただきますようお願いします。
なお、実際に各自治体が作成している体操動画やリーフレットについては、
厚生労働省ホームページに掲載（※）していますので、あわせてお知らせしま
す。当ホームページについては、今後も、各自治体からの取組事例の提供を踏
まえ、随時、内容を更新していくますので、必要に応じてご確認いただけます
ようお願いします。

- このほか、通いの場等の取組を実施するための留意事項については、「新型
コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施す
るための留意事項について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局総務課認
知症施策推進室ほか連名事務連絡）でお示ししているので、本内容も参考とし
ていただきますようお願いします。

- （※）新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）
- 全国の体操動画やリーフレットの紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyo/kaiyo_kourisisha/index_00001.html

記

- 1 介護予防・見守り等の取組の意義
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、これまで地域の通い
の場を利用していた方々等をはじめとして、多くの高齢者の方が、外出を控
え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。
このような環境下においては、生活が不活発な状態が続くことにより、心身

3 財政支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組については、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用（※）が可能です。9月補正予算に間に合うよう7月末の内示を予定していますので、本交付金の活用についても検討いただきますようお願いします。

- （※）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用
- ・ 保険者機能強化推進交付金は、地域支援事業（第1号保険料部分）、保健福祉事業（全体）及び市町村が一般会計で行う事業（高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組）に充当可能。
 - ・ 介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業のうち包括的・総統的ケアマネジメント支援事業（地域ケア会議推進事業含む）、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る第1号保険料部分）に充当可能。

に充当可能。

さらに、見守り等の取組については、「在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施について」（令和2年4月7日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）において、特別調整交付金の交付等の財政支援を行うことを検討している旨お知らせしていたところですが、その具体的な対象経費等については下記のとおりいたしますので、ご確認いただきますようお願いします。

（1）見守り等の取組

一人暮らし高齢者をはじめとする在宅の高齢者に対して、地域支援事業又は保健福祉事業を活用して、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげる等の取組とする。

（2）特別調整交付金の交付対象とする経費

以下のaとbの合計額がcを超過している場合に、当該超過額について、令和3年度の特別調整交付金の予算の範囲内で対象とする。

- a 令和2年度の地域支援事業及び保健福祉事業の当初予算の執行額の第1号保険料相当額
- b 令和2年度の地域支援事業及び保健福祉事業の補正予算の執行額（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る）の第1号保険料相当額
- c 令和2年度の地域支援事業及び保健福祉事業の当初予算額の第1号保険料相当額

（3）特別調整交付金の交付時期

令和2年度の地域支援事業及び保健福祉事業の執行額を勘査して交付額を決定する必要があることから、令和3年度の特別調整交付金において対応を行う。

（問合せ先） (介護予防・生活支援サービス事業等)

- 厚生労働省老健局振興課
TEL：03-5253-1111（内線3977、3982、3986）
- （一般介護予防事業）
- 厚生労働省老健局老人保健課
TEL：03-5253-1111（内線3947、2171）
(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)
- 厚生労働省老健局介護保険計画課
TEL：03-5253-1111（内線2165）
(特別調整交付金)
- 厚生労働省老健局介護保険計画課
TEL：03-5253-1111（内線2263）
- 厚生労働省老健局振興課
TEL：03-5253-1111（内線3977、3982、3986）

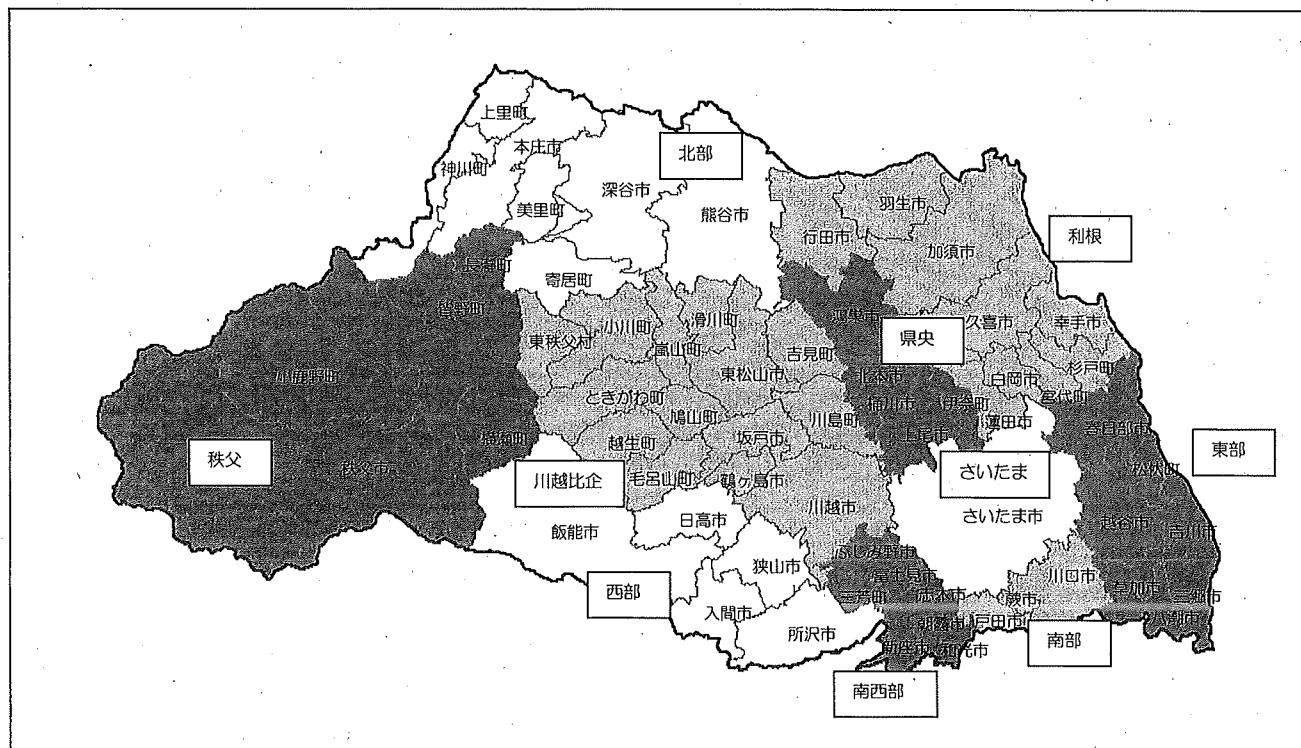
2年度保険者機能強化推進交付金等の評価指標

- 保険者努力支援交付金は、保険者機能強化推進交付金の評価指標全体の中から、予防・健康づくりに関する項目のうち重要な項目を用いて評価する。
- 予防・健康づくりの取り組みを重視するとともに、アウトカム指標等の拡充等により、評価指標のメリハリ付けを強化する
- 2年度評価指標の主な変更点
 - ・「要介護状態の維持・改善の状況等」を細かく評価。要介護認定等基準時間、平均要介護度について、前年度との変化率、変化率の差を全保険者の上位1割、3割、5割、8割で傾斜を付け加点。支援交付金でも評価
 - ・「健康寿命延伸の実現状況」のアウトカム指標を新設。要介護2以上の認定率と認定率の変化率を評価する。支援交付金でも評価
 - ・「通いの場」への高齢者の参加率をより細かく評価。週1回以上の「通いの場」への参加率と参加率の変化率、月1回以上の「通いの場」への参加率と参加率の変化率を全保険者の上位1割、3割、5割、8割で傾斜を付け加点。支援交付金でも評価
 - ・後期高齢者医療部門と連携した介護予防と保健事業の一體的実施、国保や健康増進部門による現役世代の生活習慣病対策と連携した取り組みの実施の項目を新設。支援交付金でも評価
 - ・医師会等の関係団体と連携して専門職が関与する介護予防の仕組みの構築を評価する項目を新設。支援交付金でも評価
 - ・「通いの場」への参加促進のためのアウトリーチの実施、介護予防のデータ活用による課題把握、「通いの場」参加者の経年的な健康状態のデータベース化、「通いの場」の効果分析、高齢者の社会参加を促すインセンティブ付与、自立支援に取り組む介護事業所を評価する仕組みの項目を新設。支援交付金でも評価
 - ・介護給付の適正化の取り組みについて、項目を増やし細かく評価

令和2年(2020年)4月10日(国保新聞より)

第5期埼玉県障害者支援計画(2018~2020年度)より

【障害保健福祉圏域】



障害保健福祉圏域	市町村	福祉事務所	保健所
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	西部	朝霞
東部	越谷市 春日部市、松伏町 草加市、八潮市、三郷市、吉川市	東部中央	越谷市 春日部 草加 川口
南部	川口市、蕨市、戸田市		鴻巣
県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町		
川越比企	川越市 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	西部	川越市 東松山 坂戸 狹山
西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市		
利根	行田市、加須市、羽生市 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	東部中央	加須 幸手
北部	熊谷市、深谷市、寄居町 本庄市、美里町、神川町、上里町	北部	熊谷 本庄
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	秩父	秩父

第2章 障害者等の現状と制度改革

1 障害者等の数

(1) 本県の障害者手帳所持者数（平成28年度末現在）

項目	人数及び割合
県人口	7,294,490
(1) 身体障害者手帳所持者数 （うち18歳未満）	206,230 (4,171)
県人口に占める割合	2.8%
(2) 療育手帳所持者数 （うち18歳未満）	46,124 (12,992)
県人口に占める割合	0.6%
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 県人口に占める割合	48,536 0.7%
手帳所持者数合計 ((1)～(3) 合計) 県人口に占める割合	300,890 4.1%

※ 県人口は、県統計課「埼玉県の推計人口」（平成29年4月1日現在）によります

平成18年度末からの10年間で、身体障害者手帳所持者数は+11.6%、療育手帳所持者数は+46.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は+153.5%の増加となっています。

(2) 発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者数

項目	対象者数	備考
発達障害者数（15歳未満）	60,500人	国の調査を基に推計
高次脳機能障害者数	24,000人	国の調査を基に推計
指定難病医療給付受給者数（難病患者）	48,230人	平成28年度末現在

※ 障害者基本法では、発達障害及び高次脳機能障害については精神障害とされており、難病についても「その他の心身の機能の障害」とされています。

(3) 本県の障害者等数

平成28年度末の本県の障害者等数は、手帳所持者及び難病患者等の合計で約43万4千人（上記（1）及び（2）の合計数）となっており、県人口に占める割合は約5.9%となっています。

2 第4期計画の取組状況

(1) 数値目標の達成状況

第4期計画では、施策体系の大柱ごとに計画の指標となる数値目標を設定しました。

各数値目標の平成28年度末（計画2年目）における実績からは、既に目標を達成している項目も複数あり、その他多くの目標が最終年度に達成できる見込であることから、全体として、概ね順調に進捗しているものと考えられます。

【I 理解を深め、権利を護る】

項目	数値目標	27年度実績	28年度実績
市町村長による成年後見申立て実施市町村数	【26年度末】 【29年度末】 56市町村 → 全市町村	58市町村	59市町村

【II 地域生活を充実する】

項目	数値目標	27年度実績	28年度実績
定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数	【26年度末】 【28年度末】 30市町 → 全市町村	35市町	40市町
身体障害者補助犬給付数	【各年度】 7頭	7頭	7頭
入院中の精神障害者の平均退院率（入院後1年未満）	【24年度】 【29年度】 68.7% → 76.0%	68.3%	集計中 ※
県が職業訓練により育成する介護人材の数	【25年度】 【28年度】 2,712/年 → 3,400/年	2,751/年	2,606/年
地域支え合いの仕組を実施した市町村数	【25年度末】 【28年度末】 48市町村 → 全市町村	62市町村	63市町村
「住まいの場」の利用定員数（グループホームの整備数）	【25年度末】 【29年度末】 3,173人 → 4,050人	3,654人	4,017人
障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【27年度～29年度】 638人	226人	91人
バリアフリー化された県営住宅数	【25年度末】 【29年度末】 6,052戸 → 6,700戸	6,839戸	6,979戸

※…平成30年度中に国立精神・神経医療研究センターが公表する「精神保健福祉資料」を基に算出する。

【III 就労を進める】

項目	基準目標	27年度実績	28年度実績
就労移行支援事業利用者数	【25年度末】 1,259人 ➡ 【29年度末】 2,511人	1,835人	1,963人
就労継続支援A型事業所利用者数	【25年度末】 481人 ➡ 【29年度末】 1,693人	1,008人	1,614人
福祉施設から一般就労する障害者数	【25年度】 534人 ➡ 【29年度】 700人	660人	891人
就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）	【25年度】 13,309円 ➡ 【29年度】 20,000円	14,189円	14,492円
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	【29年度】 50.0%	34.8%	39.6%
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち、実現した割合	【25年度】 74.1% ➡ 【28年度】 90.0%	83.8%	75.4%

【IV 共に育ち、共に学ぶ教育を充実する】

項目	基準目標	27年度実績	28年度実績
小・中学校における特別支援学級の設置率	【26年度】 66.0% ➡ 【30年度】 80.0%	70.8%	75.3%

【V 安心・安全な環境をつくる】

項目	基準目標	27年度実績	28年度実績
アニマルセラピー活動の協力ボランティア委嘱数	【25年度末】 75人 ➡ 【29年度末】 130人	85人	70人
エレベーターの設置などにより段差が解消された鉄道駅（1日平均利用者が3千人以上）の割合	【26年度末】 94.9% ➡ 【28年度末】 100%	97.1%	98.3%
防災カード（ヘルプカード）を作成・配布している市町村数	【26年度末】 37市町村 ➡ 【29年度末】 全市町村	43市町村	47市町村

(あとがき)

『2020 年度自治体要請キャラバン行動アンケートから見えてきたもの』を作成しましたので、ご活用をお願いします。

この冊子は、2020 年 3 月に埼玉県内 63 市町村へアンケートをお送りし、5 月連休前に回答していただいた結果を前年との比較などを行った結果をまとめたものです。自治体のご担当の皆様のご協力がなければ、この冊子も実現していません。この場をお借りして感謝申し上げます。

この冊子は短期間で作業したことや、途中集計データの訂正もありましたので、修正した結果がまとめて反映できていない場合もあるかと思います。この点はあらかじめご留意の上御覧ください。

この冊子は埼玉社保協の事務局メンバーで分担して執筆し、私が全体を編集しました。全体の責任は私にあります。ご指摘の点等ありましたら、埼玉社保協事務局にお知らせください。このまとめは次の方に執筆等を担って頂きました。感謝申し上げます。

川嶋芳男 埼玉県社会保障推進協議会事務局長

《執筆担当》

段 和志 埼玉土建一般労働組合 埼玉社保協事務局次長

舟橋初恵 埼玉県労働組合連合会 埼玉社保協事務局次長

若山孝之 障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会

金子貴美子 埼玉保育問題協議会

保土田毅 医療生協さいたま・埼玉民医連 埼玉社保協事務局次長

森三希子 埼玉社保協事務局

2020年7月

埼玉県社会保障推進協議会 会長 柴田 泰彦

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内

TEL 048 (865) 0473

FAX 048 (865) 0483